

## 資料 9

### その他のコード改正案の概要



資料9-1

## その他のコード改正案

資料9-1

### 旋毛虫(トリヒナ)症

#### 旋毛虫症について(第1条)

- 旋毛虫症は、旋毛虫に汚染された食用動物又は野生動物に由来する生若しくは未調理の肉を食べることによって引き起こされ、広くまん延している人獣共通感染症。旋毛虫症が重要であるのは、人に対してリスクがあることと畜される動物群の管理にコストがかかるためである。
- 成虫寄生体及び幼体は、多くの哺乳類、鳥類及び爬虫類を宿主とし、小腸及び筋肉内にそれぞれ生息。
- 動物の感染予防は、旋毛虫に感染した動物の肉及び肉製品に対するこれらの動物の被爆予防によって決まる。
- 野生動物の肉及び肉製品は、人に対する潜在的感染源。検査を受けていない野生動物の肉及び肉製品は、公衆衛生リスクをはらんでいる。

追加;下線

資料9-1

## 旋毛虫(トリヒナ)症

無視できるリスクのコンパートメント(第4条・第5条)

《国の要件: 以下を24カ月間遵守》

- 届出伝染病になっており、獣医当局と公衆衛生当局との間に発生についての伝達手段がある。
  - 獣医当局が豚の現況を把握し、それに対する権限を有する。
  - 獣医当局が感受性野生動物の分布状況を把握
  - 豚の個体識別及びトレーサビリティシステム
  - 食用の野生動物肉を追跡する適切な規定
  - 適切な疫学状況の評価と被爆経路の検出可能なサーベイランス
- 《豚農場の要件》
- 適切な感染予防措置(野生動物等からの感染予防、食品廃棄物の排除、適切な飼料管理、げっ歯類管理プログラム、死体廃棄、豚の導入規制)
  - 適切なサーベイランスプログラム
  - 認定後の監視プログラム

追加: 下線

資料9-1

## 豚の肉及び肉製品の輸入条件(第6条)

- コーデックス規格(CAC/RCP 58-2005)に従い生産されたこと。  
かつ
  - 無視できるリスクのコンパートメントの豚由来であること。  
又は
  - 消化法で、旋毛虫幼虫陰性の豚由来であること。  
又は
  - 旋毛虫幼虫を不活化する処理(コーデックスで検討中)がされていること。

(現在の輸入条件)

- 認可と畜場でと畜された豚又は検査を受けた野生豚由来であること。  
かつ
  - 当該肉が旋毛虫検査で陰性であること。  
又は
  - 清浄国・地域で生まれ、飼養された豚由来であること。  
又は
  - 旋毛虫幼虫をすべて不活化する処理がされていること。

資料9-1

## 牛疫

- 2011年に撲滅宣言
- 現在の課題は、各国の研究施設等に保管されているウイルスやワクチン株等の取り扱い
- 保管施設には、毎年の報告を義務化<sup>①</sup>報告様式を提案<sup>②</sup>

今後の動き

世界で数カ所に保管施設を絞り込み  
その他の施設からはウイルス等を廃棄

動物衛生研究所が<sup>③</sup>リファレンスラボラトリーの指定を申請中

資料9-1

## 提案された牛疫ウイルス等の報告様式

報告書様式案

タイプ	生きたウイルス (野外分離株を含 み、ワクチン株を 含まない)	種ウイルスを含む 保管ワクチン	その他の感染して いるおそれのある 物
有る場合には <sup>④⑤</sup>	⑥ ⑦	⑧ ⑨	⑩ ⑪
株/遺伝的特性			
量/ドーズ(必要に 応じて)			
所有者(他機関が 所有者の場合)			

資料9-1

## 流行性出血熱(新規?)

- 新しい章として初めて提案

参考: 病気の説明

- 主としてオジロジカ等の野生反すう動物にブルータングに似た病気(発熱、食欲不振、流涙等)を起こす。
- 牛については、ブルータング様の臨床症状を示すことがあり、まれに死流産等を起こす。
- 不顕性感染が多い。
- イバラキウイルス(届?は、流行性出血熱ウイルスの一つ(血清型2型)と考えられている。

資料9-1

## 流行性出血熱の定義等

### ??コード第??章 第1条・第2条

- 流行性出血熱ウイルスのいくつかの血清型のうちの一つによるシカ科動物及び牛の感染症
- 発生は散発的で地理的に限定されている。
- 多くの国で家畜の重要な病原体とはみなされていない。
- 感染源となる期間は、60日間
- 「乳・乳製品」「肉・肉製品」「皮革、枝角及び蹄」及び「羊毛及び繊維」は安全物品

資料9-1

## 新規章の規定

- 清浄国・地域の条件(第2条)
- 季節性清浄地域の条件(第4条)
- 汚染国・地域の定義(第5条)
- 清浄国・地域からの牛等の輸入条件(第6条)
- 季節性清浄地域からの牛等の輸入条件(第7条)
- 汚染国・地域からの牛等の輸入条件(第8条)
- 清浄国・地域からの牛等の精液の輸入条件(第9条)
- 季節性清浄地域からの牛等の精液の輸入条件(第10条)
- 汚染国・地域からの牛等の精液の輸入条件(第11条)
- 清浄国・地域からの牛等の受精卵・卵子の輸入条件(第12条)
- 季節性清浄地域からの牛等の受精卵・卵子の輸入条件(第13条)
- 汚染国・地域からの牛等の受精卵・卵子の輸入条件(第14条)
- その他(第14条-第16条)

資料9-1

## 清浄国・地域の条件

- 出血性流行熱が届出対象であること。  
かつ
- サーベイランスで過去2年間ウイルス伝播の証拠がない。  
又は
- 継続的サーベイランスでサシバエ属生息の証拠がない。

資料9-1

## 清浄国からの牛等の輸入条件

- 生誕以来又は積載前60日間清浄国・地域で飼養  
又は
- 28日間清浄国・地域で飼養され、血清検査で陰性  
又は
- 2日間清浄国・地域で飼養され、病原体同定検査で陰性

資料9-1

## アニマルウェルフェアと肉用牛生産

以下の規定が修正又は追加された。

- 「死亡率は定期的に(報告→)記録されること。」
- 「牛に痛みを伴う行為を行う時には、可能な限り若齢で行うか、獣医師の勧告又は監視下で、麻酔又は無痛法を(考慮する→)用いること。」
- 3か月齢を超えて去勢する場合は、「動物の痛みや苦痛を最小限にすべき。」
- 「繋がれた牛は、最低限、横臥、転回及び歩行が可能でなければならない。」



## 【仮訳】

**第7.9.章 アニマルウエルフェアと肉用牛生産システム****第7.9.1.条 定義**

肉牛の生産システムは、牛肉の消費を目的とした牛の繁殖、育成、仕上げ作業の一部または全部を含む、すべての商業目的の牛の生産システムとして定義される。

**第7.9.2.条 適用範囲**

この章では、子牛の誕生から仕上げに至るまでの肉牛生産システムの福祉を対象としている。子牛肉(veal)の生産は対象としていない。

**第7.9.3.条 商業目的の肉用牛生産システム**

商業目的の肉用牛生産システムは以下を含む：

1. 集約型  
牛舎に牛が飼養され、餌、居住場所、水のように毎日、動物が基本的に必要としているものを、人間からの供給に完全に依存しているシステム。
2. 粗放型  
牛が屋外を自由に歩き回ることができ、摂食（放牧を通じて）、飲水、居住場所について、ある程度自律的に選択可能なシステム。
3. 準集約型  
牛が、上記集約型または粗放型を組み合わせた飼養方法にあるシステム。環境や生理状態の変化に応じて二つの型のいずれかに変化する場合と、同時に二つの型を組み合わせた場合がある。

**第7.9.4.条 肉用牛の福祉のための基準又は福祉の状態を測ることができるもの**

以下の結果から（福祉の状態を）測り得る所見、特に動物の状態から測りうる所見は、アニマルウエルフェア（以下、動物福祉）の有用な指標となる。牛が管理されている様々な状況に応じて、これらの指標を用い、適切なしきい値を適用すべきである。その際、生産方式の設計も考慮しなければならない。

1. 挙動  
特定の挙動は、動物福祉の問題を示唆していることがある。これら特定の挙動には、

摂食量の減退、呼吸促迫、息切れ（スコアにより評価）、特定の挙動の繰り返し、攻撃的、沈鬱または異常な挙動といったものが含まれる。

## 2. 罹患率

疾患、跛行、術後合併症、負傷率を含む罹患率の一定以上の増加は、全群の動物福祉の状態を示す直接あるいは間接的な指標となるかもしれない。疾患や症候群の病因を理解することは潜在的な動物福祉の問題を検出するために重要である。跛行スコアなどのスコアリングシステムは、追加的情報を提供することができる。

死後検査は、家畜の死因を確定するために有用である。臨床及び死後の病理学的特徴は疾病、傷害および動物福祉が損なわれたおそれがあるその他の問題の指標として利用可能である。

## 3. 死亡率

死亡率は、罹患率と同様、動物福祉の状況の直接的または間接的な指標となるかもしれない。生産システムに応じて、死亡率の推定値は死亡原因、時間的変化、空間的パターンを分析することによって得られる。死亡率は、定期的、即ち日、月、年単位または生産サイクル中の鍵となる飼養管理活動を基準に、報告することができる記録すべきである。

## 4. 体重と身体の状態（以下、栄養状態）の変化

成長期にある動物では、体重増加は、動物の健康と福祉の指標となるかもしれない。悪いボディコンディションスコア BCS と顕著な体重減少は、福祉が損なわれているかどうかの指標となり得る。

## 5. 繁殖効率

繁殖効率は、動物の健康と福祉の状態の指標になり得る。悪い繁殖成績、例えば、

- 発情休止期または産後期間の延長
- 低受胎率
- 高流産率
- 高難産率

から、動物福祉の問題が示唆されることがある。

## 6. 外見

外見は、動物の健康と福祉だけでなく、管理状況の指標となるかもしれない。福祉の問題を示唆され得る外見は次のとおり。

- 外部寄生虫の有無
- 異常な被毛の色調または感触、または糞や泥による過度な汚れ
- 脱水
- 衰弱

## 7. 取り扱い時の反応

不適切な取り扱い、牛に恐怖と苦痛を起こすことがある。以下が指標に含まれる。

- 保定枠または誘導路（枠）を出る早さ
- 保定枠内または誘導路における挙動スコア
- 滑るまたは倒れる動物の割合
- 電気式の追い棒により移動する動物の割合
- 囲いや門にぶつかる動物の割合
- 管理中に負傷（角、肢の損傷、裂傷など）した動物の割合
- 保定中に声を上げる動物の割合

#### 8. 通常の管理手技に起因する合併症

肉用牛の生産効率を向上し、管理を容易にし、人の安全と動物福祉を向上するため、外科的および非外科的処置が一般的に行われる。しかし、これらの手技が正しく施行されない場合、動物の福祉が損なわれる可能性がある。このような問題の指標には以下が含まれる。

- 術後の感染や腫脹
- ハエ蛆症
- 死亡率

### 第 7.9.5 条 推奨事項

各推奨事項には、第 7.9.4 条に記した福祉の状態を測り得る所見のうち関連するもののリストが含まれている。このリストは、他で必要に応じて用いられている評価基準を否定するものではない。

#### 1. 防疫措置と動物衛生

##### a) 防疫措置と疾病予防

防疫措置とは、牛群を特定の健康状態に維持し、感染性病原体の侵入や拡大を防ぐために計画された一連の措置を意味する。

防疫措置の計画は、望ましい牛群の健康状態や現在の疾病リスクに応じて、かつ OIE リスト疾病については陸生コードの関連する推奨事項に従って設計、導入すべきである。

防疫措置の計画は、病原体拡散の主要な汚染源と感染経路の制御に対処する必要がある。

- i) 牛
- ii) その他の動物
- iii) 人
- iv) 機材器具
- v) 車両
- vi) 空気

- vii) 水の供給
- viii) 飼料。

(結果から)福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、繁殖効率、体重およびボディコンディションスコアの変化

## b) 動物の健康管理

動物の健康管理とは、牛群の物理的又は行動上の健康と福祉を最適化するために計画したシステムを意味し、疾病、けが、死亡率、治療の記録を適切に織り交ぜた、疾病や群に影響を及ぼす状態の予防、対応と管理を含む。

疾病の予防と治療のための効果的なプログラムが存在し、それは資格を持つ獣医師によって適切に作られたプログラムと整合するものでなければならない。

牛の管理責任者は、摂食・摂水量の減少、体重と栄養状態の変化、挙動の変化や異常な物理的な外観などの、体調不良や苦痛の徴候に注意すべきである。

疾病または沈鬱のリスクが高い牛は、動物取扱者によるより頻繁な調査が必要となる。動物取扱者が体調不良や苦痛の原因を取り除くことができなかつたり、リストされた報告義務疾病の存在を疑う場合には、獣医師やその他の資格を持つアドバイザーなど、訓練と経験を有する者の助言を受けるべきである。

牛に投与するワクチンその他の治療薬は、手順を熟知した者から、獣医または他の専門家の助言に基づいて投与すべきである。

動物取扱者は、歩行できない牛を認識し扱うための経験を持つべきである。彼らには慢性的な病気やケガをした牛を管理する経験も必要である。

歩行できない牛は、水は常に、餌も一日一回提供される状態にし、治療または診断のため以外に絶対的に必要でない限りは輸送または移動すべきではない。移動は過度に持ち上げない方法で慎重に行うべきである。

治療が試みられた時、補助なしで立ち上がれず摂飲食を拒否し回復の見込みがない牛は、第 7.5 章にしたがって人道的に殺処分すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、繁殖効率、挙動、物理的な外観、体重と栄養状態の変化とボディコンディションスコア。

## 2. 環境

### a) 暑熱環境

牛は、特に予想される状況に対して適切な品種が選択された場合、広い範囲の暑熱

環境に適応できるが、天候の急激な変動が暑さや寒さに対するストレスとなることがある。

#### i) 熱ストレス

牛の暑熱ストレスに関するリスクは、気温、相対湿度、風速といった環境要因と、品種、年齢、栄養状態、代謝率と被毛の色と密度といった動物側の要因によって影響を受ける。

動物取扱者は、暑熱ストレスが牛に与える危険性を認識すべきである。暑熱ストレスを引き起こすこのしきい値に達すると予想される条件のときには牛を動かす必要がある日常的な活動は中止すべきである。暑熱ストレスのリスクが非常に高いレベルに達した場合、動物取扱者は、日陰、飲用水への自由なアクセス、被毛に浸透する散水利用による冷却の提供を含む緊急行動計画を定めるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：息切れスコアと呼吸率を含む挙動、罹患率、死亡率

#### ii) 寒冷ストレス

牛、特に新生子牛や若い牛、そのほか生理学的に損傷した牛で、その福祉に重大な危険性を生む恐れがある場合、極端な気象条件からの保護を提供すべきである。こうした保護は、自然または人工的なシェルターによって達成することができる。

動物取扱者は、牛が寒冷ストレス時に適切に摂食できるようにすべきである。極端に寒い気象状況の間、動物取扱者は、シェルター、適切に餌や水を牛に提供するために、非常行動計画を持つべきである。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、物理的な外観、異常な姿勢、震えと密集を含む挙動。

#### b) 照明

自然光が当たらないところにいる牛にも、自然な行動パターンを容易にし、動物の適切な観察が可能となるよう、健康と福祉に十分な自然周期に従った補助照明を提供する必要がある。

福祉の状態を測り得る所見：挙動、罹患率、物理的な外観。

#### c) 空気の質

良質の空気は、牛の健康と福祉にとって重要な要素である。空気の質は、気体、塵や微生物などの構成要素の影響を受け、特に集約型システムにおいては、管理方法に大きな影響を受ける。空気の構成要素は、飼養密度、牛の大きさ、床、寝床、廃棄物管理、建物の設計と換気システムによって影響を受ける。

適切な換気は、牛の効果的な放熱のために重要であり、アンモニアや排泄ガスの蓄積を防止する。空気の質の悪さと不十分な換気は、呼吸の不快感や疾病の要因となる。閉鎖環境のアンモニア濃度は 25 ppm を超えないようにすべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、挙動、死亡率、体重及びボディコンディションスコアの変化。

d) 騒音

牛は、異なるレベルとタイプの騒音に適応可能である。しかし、突然のまたは大きな音に牛を暴露することは、ストレスと恐怖反応（例えば暴走）を防止するために可能な限り少なくすべきである。換気ファン、給餌機またはその他の屋内外の機器は、騒音が最低限となるように製造、設置、運用、維持すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：挙動。

e) 栄養

肉用牛の栄養学的要求量はすでに明らかになっている。飼料中のエネルギー、タンパク質、ミネラルとビタミンは、成長、飼料効率、繁殖効率、体型を決定する主要要因である。

牛には、適切な質と量の生理的欲求を満たすためのバランスのとれた栄養を提供する必要がある。牛が粗放型システムにおかれている場合、短期間極端な気候に暴露することによっても、毎日生理的に必要な栄養が取れない恐れがある。そうした場合で福祉の状態が危機にある場合、動物取扱者は、栄養低下期間が長期化しないよう、緩和策をとるべきである。

動物取扱者は、牛の適切なボディコンディションスコアについて十分な知識を持っている必要があり、体の状態が許容範囲外となることがないようにすべきである。飼料の補充がない場合、屠畜、販売、移転または安楽死を含め、飢餓を避ける手順を踏むべきである。

飼料および飼料原料は、必要な栄養を満たすために十分な品質のものでなければならない。適切と考えられる場合は、動物の健康に影響を与えるような物質が含まれていないか、飼料および飼料原料を検査すべきである。

集約型生産システムにおける牛は、一般的に穀物（トウモロコシ、マイロ、大麦、穀物副産物）の割合が高く粗飼料（干し草、わら、サイレージ、さやなど）の割合が低い飼料を摂っている。仕上げ中の牛で粗飼料が不足すると、舌遊びといった異常な挙動を助長することになる。飼料中の穀物割合が増加すると、消化異常のリスクは相対的に増加する。動物取扱者は、牛の大きさ、年齢、気候、飼料組成、突然の餌の変更が、消化不良やその他の悪影響（アシドーシス、膨張、肝膿瘍、蹄葉炎）を起こすことを理解する必要がある。生産者は必要に応じて、牛の栄養の専門家に

飼料の配合や給餌法に関する助言を求めるべきである。

生産者は、集約型または粗放型生産システムで発生しうる、地域特有の微量栄養素欠乏症または過剰に精通し、適切に補助栄養を与えるべきである。

すべての牛は、生理学的要求量を満たし、かつ健康に有害な汚染物質を含まない口に合った水をいつでも十分に取ることができなければならない。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、罹患率、挙動、体重及びボディコンディションスコアの変化、繁殖効率。

f) 床、寝床、休息所、屋外飼養場所

すべての生産システムにおいて、牛には水はけがよく快適な休息場所が必要である。群内のすべての牛が同時に横たわり、休息するのに十分なスペースを確保すべきである。

集約型生産システムにおける牛房の床の管理は、牛の福祉に大きな影響を与える可能性がある。例えば、過度に水及び便が蓄積するといった休息に適さない場所がある場合は、福祉を損なうほど深くならないようにし、牛が使用可能な領域の計算に入れるべきではない。

牛房の傾きは、飼い葉桶からの排水を可能にし、牛房内に水が過度にたまらないように維持すべきである。

牛房は、きれいな環境が維持されるように、最低限生産サイクルごとに一回洗浄すべきである。

牛がすのこの床の~~小屋に収容上で飼育~~されている場合、すのこの幅は、けがを防ぐため、牛の蹄の大きさにあわせた適切なものとすべきである。可能な限り、牛はすのこの床から寝床へ出入できなければならない。

わらまたはその他の寝床を使う場合、乾燥していて牛が横たわるのに快適な環境に維持すべきである。

コンクリート通路の表面は溝を掘るか適当な凹凸構造とし、牛に十分な足場を提供すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：事故発生率（例えば跛行、褥瘡）、挙動、体重及びボディコンディションスコアの変化、および物理的な外観。

g) 社会的な環境（動物同士の群内環境）

牛を管理する際、動物同士の群内環境は、特に集約型システムにおいて、動物福祉

に影響するため、これを考慮する必要がある。問題となるのは次のようなものである：闘争活動とマウンティング、未經産牛と去勢牛の混合、同じ牛房での異なる大きさや年齢の牛の同居、高い飼養密度、不十分な餌場のスペース、不十分な水へのアクセス、雄牛の混合。

すべてのシステムにおいて牛の管理には、郡内の動物同士の相互関与を考慮すべきである。動物取扱者は、群内の優劣が群によって異なることを理解し、いじめや過度のマウンティングの証拠から、例えば、群内で、極度の老若、大小などリスクが高い動物に注目する必要がある。動物取扱者は、特に群を混合した後、動物間に増加する相互の闘争活動のリスクを理解する必要がある。過度の闘争活動やマウンティングによって苦しんでいる牛は、グループから除く必要がある。

けがする危険性があるので、角のある牛とない牛は混ぜるべきではない。

適切な囲い込みによって、牛の不適切な混合によって生じる可能性のある動物福祉の問題を最小限に抑えるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：挙動、物理的な外観、体重およびボディコンディションスコアの変化、罹患率および死亡率。

#### h) 飼養密度

高い飼養密度はけがの比率を増やし、成長率、飼料効率および、例えば運動、休息、摂食、摂水といった行動に悪影響を与える可能性がある。

飼養密度は、混雑によって牛の正常な行動に悪影響を与えないよう管理すべきである。これには、怪我のリスクなしに自由に横なれること、自由に囲いの中を移動し、えさや水を自由に取ることができることを含む。飼養密度は体重増加や横になっている時間が、混雑によって悪影響を受けないよう管理すべきである。異常行動が見られる場合は、飼養密度を現象させるといった対策を取るべきである。

粗放的なシステムでは、飼養密度は、牛の飼料供給可能量に合わせるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：挙動、罹患率、死亡率、体重およびボディコンディションスコアの変化、物理的な外観。

#### i) 外敵からの保護

牛は、捕食者から可能な限り保護する必要がある。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、罹患率（負傷率）、挙動、物理的な外観。

### 3. 管理

#### a) 遺伝的選択



特定の場所や生産システムに対して品種や亜品種を選択する場合には、生産性に加えて、福祉と健康状態を考慮する必要がある。例として、必要な栄養状態の維持、外部寄生虫への抵抗性や暑熱の許容範囲がある。

品種内の個々の動物は、動物の健康と福祉にとって遺伝的によりすぐれた子孫を残すよう選択できる。例として、母性本能、分娩の容易さ、出生体重、泌乳能力、体型と気質がある。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、挙動、物理的な外観、繁殖効率。

#### b) 繁殖管理

難産は、肉牛の福祉にとってリスクになる可能性がある。母牛と子牛両方の健康と福祉を確保するため、未經産牛は十分に性成熟するまで繁殖に供するべきではない。種雄牛は遺伝的に、子牛の大きさに影響し、分娩難易に大きな影響を与える可能性がある。種雄牛選択には雌牛の成熟度や大きさを考慮する必要がある。経産牛、未經産牛とも母牛と子牛の福祉を損なうリスクが高まるような方法で、移植や受精をおこなうべきではない。

妊娠中の牛は、太りすぎたり痩せすぎたりしないよう管理すべき。過度の肥満は難産のリスクを増やし、太りすぎ、痩せすぎとも妊娠後期または分娩後の代謝性疾患のリスクを高める。

可能であれば出産が近づいた妊娠牛は観察下におくべきである。分娩に関する問題が起こった動物は、可能な限り早期に、能力のある者によって介助すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率（難産の割合）、死亡率（牛と子牛）、繁殖効率

#### c) 初乳

初乳から十分な免疫を得られるかどうかは一般的に、摂取した初乳の量と質、そして出産後どれくらい早く子牛が初乳を受けるかに依存する。

可能であれば、動物取扱者は子牛が生後 24 時間以内に十分な初乳を受け取れるようにすべきである。

福祉の状態を測り得る所見：死亡率、罹患率、体重の変化。

#### d) 離乳

本章では離乳とは、子牛の餌を乳ベースのものから繊維状のものへ移行すること意味する。肉牛の生産システムでは、離乳は子牛の生活の中でストレスとなりえる。

子牛の離乳は、反芻動物の消化の仕組みが、成長と福祉を維持するために十分に発達してから行うべきである。

肉牛の生産システムで利用され離乳方法には様々な方法がある。これらには強制離乳、柵による分離、哺乳を抑制するために子牛の鼻に器具を置く方法が含まれる。

強制離乳の後、移動のような追加的なストレスを伴うばあいには、牛の罹患率が上昇するおそれがあることから細心の注意を払うべきである。

肉牛生産者は、必要に応じて、牛の種類と生産システムに応じた最も適切な離乳時期と方法に関する専門的な助言を求めるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：罹患率、死亡率、挙動、物理的な外観、体重およびボディコンディションスコアの変化。

#### e) 痛みを伴う手技の手順

牛には痛みの伴う可能性のある手技が、生産効率、動物の健康と福祉、人間の安全性の理由から日常的に行われている。これらの手技は、動物に対する苦痛やストレスを最小限にするよう施行する必要がある。これらの手技は、できるだけ若いうちに実施するか、獣医師の監督や助言に基づいて鎮静または麻酔を使用~~することを考慮~~すべきである。

動物福祉を向上させるための将来的なオプションとしては、~~1)~~管理戦略によって、こうした手技を不要とする、~~2)~~手技を必要としない牛を育種する、~~3)~~動物福祉を増進することが知られている非外科的選択肢に置き換える、といったことが考えられる。

痛みを伴う手技の例は次のとおり:去勢、除角、卵巣摘出 (spaying)、断尾、個体識別。

#### i) 去勢

動物間の争いを減らし、人間の安全性を向上させ、群れで不必要な妊娠を回避し、生産効率を高めるため、肉用牛の去勢は、多くの生産システムで実施されている。

肉牛を去勢する必要がある場合、生産者は牛の種類と生産システムに応じて最適な方法とタイミングについて、獣医師から指導を受ける必要がある。

肉牛で使用されている去勢の方法は、精巣の手術による除去、虚血性の方法、及び精索の破壊や切断が含まれる。

牛はできれば3ヶ月齢より前に、またはこの年齢を超えて最初に飼養する機会に、動物の痛みや苦痛を最小限にする利用可能な手技で去勢すべきである。

生産者は、特に高齢の動物について、鎮静または麻酔の利用可能性や妥当性につ

いて獣医師から指導を受ける必要がある。

肉用牛の去勢を行う技術者は、訓練を受け手技能力があり、合併症の兆候を認識できなければならない。

#### ii) 除角（角芽の除去を含む）

動物のけがや皮革の損傷を減らし、人間の安全性を向上し、施設の破損を減らし、輸送と管理上の安全を確保するため、~~自然に角が生えた~~肉牛は、一般的に除角される。生産システムに応じて適切な場合、除角することが望ましい。

肉牛を除角する必要がある場合、生産者は、生産システムに応じて最適な方法とタイミングについて獣医アドバイザーから指導を受けるべきである。

実用的な場合には、除角は角が発達初期の蕾の段階、あるいはこれを超えた場合でも一番初めに管理を行う機会で行うべきである。角が頭骨に接しておらず、組織的外傷を最小限にできるからである。

発達初期における除角の方法には、ナイフや熱による角芽の灼焼、化学的な角芽の灼焼を含む。角の発達が始まった後の方法としては、頭蓋骨に近い基部で切削または鋸によって角を除去する方法がある。

生産者は、特に年を取って角が成長した牛について、鎮静または麻酔の利用可能性や妥当性について獣医師から指導を受ける必要がある。

肉用牛の除角を行う技術者は、訓練を受け手技能力があり、合併症の兆候を認識できなければならない。

#### iii) 卵巣摘出（Spaying）

未経産牛の卵巣摘出が、大規模な放牧環境下で不必要な妊娠を防ぐために必要となることがある。外科的卵巣摘出は、獣医師や高度な訓練を受けた者が行なうべきである。生産者は、卵巣摘出の可用性と鎮静または麻酔の可否について獣医師から指導を受ける必要がある。鎮痛または麻酔の使用が奨励される。

#### iv) 断尾

限られた環境下で尾の先端の壊死を防ぐために、断尾が行われてきている。一頭当たりのスペースを増やし、横になるスペースを与えることが尾の先端の壊死を防ぐのに効果があるとの研究がある。したがって、断尾は推奨されない。

#### v) 個体識別

耳標装着、耳刻、入墨、凍結烙印および無線周波数識別装置（RFID）は、恒久的識別手段として動物福祉の観点から好ましい方法である。しかしいくつかの状況下では、焼きごてによる烙印が必要とされたり、これが唯一実用的で恒久的な

識別手段である場合がある。烙印する場合は、迅速に、適切に、適切な器具で実施すべきである。個体識別システムは、第 4.1 章に即して導入すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：術後合併症率、罹患率、挙動、物理的な外観、体重およびボディコンディションスコアの変化。

f) 取り扱いと検査

肉牛は、生産システムと健康と福祉のリスクに応じて適切な間隔で検査すべきである。集約型システムでは、少なくとも一日一回、牛を観察すべきである。

動物によっては、例えば、新生子牛、妊娠後期の牛、新たに離乳した子牛、環境ストレスを経験した牛、痛みを伴う管理や獣医外科手術を受けた後の牛は、より頻繁に観察する必要がある。

動物取扱者は、肉用牛の健康、病気や福祉の兆候を理解できる必要がある。牛の健康と福祉を適切に確保するため、十分な数の動物取扱者がいなければならない。

病気やけがをした牛は、できるだけ早い機会に有能で訓練された動物取扱者によって適切に処置されるべきである。動物取扱者が適切に処置できない場合は、獣医による治療がなされるべきである。

予後不良で回復の見込みがほとんどないとみられる動物は、できるだけ早く安楽死させるべきである。安楽死法については第 7.6.5 条を参照。

牛の扱いについての推奨事項は第 7.5 章にも記載している。

肉牛が粗放的な状態から処理施設に移される場合、静かにそして冷静に、最も遅い動物の歩調に合わせて移動させる必要がある。気象条件を考慮し、牛を過度に高温または低温の状況に置かないよう、牛の苦痛を引き起こさないようにすべきである。牛の集合や処理がストレスとなる可能性が高い状況では、一度に複数の管理手技を組み合わせることによりストレスを与えないように考慮すべきである。手技そのものがストレスとならない場合でも、複数の手技の継続によりストレスが蓄積しないよう、時間をかけた処理を検討する必要がある。

適切に訓練された犬は、牛の放牧のための効果的な補助手段となる。牛は異なる視覚的な環境に適応可能である。しかし、牛を突然または永続的に運動させたり、視覚的に大きく異なる環境にさらすことは、ストレスや恐怖に対する反応を防止するために可能な限り最小限にすべきである。

電気による固定は避けるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：管理に対する反応、罹患率、死亡率、挙動、繁殖効率、

体重およびボディコンディションスコアの変化。

g) 人材育成

肉用牛を担当するすべての人々は、その責任に応じた能力を持つ必要があり、牛の飼育、行動、防疫措置、病気の一般的な徴候、ストレス、痛み、不快感といった動物福祉の指標やその緩和について理解する必要がある。

こうした能力は、正式な訓練または実際の経験を通して得ることができる。

福祉の状態を測り得る所見：管理に対する反応、罹患率、死亡率、挙動、繁殖効率、体重およびボディコンディションスコアの変化。

h) 非常時の計画

電源喪失時には、水や飼料の供給システムが動物福祉を脅かす可能性がある。生産者は、これらのシステムをカバーするために非常時計画を持つべきである。これらの計画には、誤動作を検出するための警報器、非常用発電機、機器メンテナンス業者への連絡とサービス依頼、農場での貯水や水の供給サービス、農場での餌の貯蔵や代替飼料供給サービスが含まれる。

熱ストレス、干ばつ、吹雪、火事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を緩和し最小限とする計画を備えるべきである。病気やけがをした牛の安楽死の手順は、非常時計画の一部とすべきである。干ばつ時には、牛の数を減らすことを含めた動物の管理に関する決定を、可能な限り早期にすべきである。非常時計画にはまた、国の事業や獣医サービスの勧告に整合した疾病発生時の農場管理計画を適切に含む必要がある。

i) (農場の) 場所、建造物、設備

肉用牛農場は、牛の健康、福祉および生産性にとって適切な場所に設営すべきである。

肉用牛のためのすべての施設は、牛の福祉上のリスクを最小限に抑えるよう設置する必要がある。

肉用牛を管理、保定するための設備は、傷、痛みや苦痛を最小となるように使用すべきである。

集約型または粗放型生産システムにおかれた牛には、快適で、動物同士の群内環境に適切なスペースを提供すべきである。

繫がれた牛は、最小限、横臥、転回及び歩行 (turn around and walk) が可能でなければならない。

集約的生産システムにおいて餌場は、牛が適切に摂食できるよう十分な大きさでなければならず、清潔で、悪化して酸度が高く固まった不快な餌がないようにすべきである。また、常に飲水可能な状態にすべきである。

牛舎の床は適切に排水する必要がある、床と通り道には動物と動物取扱者の怪我を防ぐために滑りにくくする必要がある。

通路、保定枠と牛房は、牛のけがを防ぐよう、とがった角や突起をなくすべきである。

通路と門は、牛の動き妨害しないように設計し利用すべきである。滑りやすい床は避けるべきである。溝付きコンクリート、金属格子（とがっていないもの）、ゴム製のマットまたは深い砂は滑って転倒する恐れを最小限に抑えることができる。静かに取り扱うことは滑ることを防ぐのに必須である。ゲートや保定器が動作しているときには、牛の苦痛を最小限にするために過度なノイズは最小限にすべきである。

油圧、空気圧式及び手動の保定器具は、扱う牛の大きさに合わせて適切に調整すべきである。油圧及び空圧抑制機器は、傷を防ぐために圧力を制限する仕組みが必要である。動作部品の定期的な清掃と管理が適切な機能を確保するために不可欠であり、牛の安全につながる。

牛舎にある機械的、電気的な設備は、牛にとって安全なものでなければならない。

ディッピングバス（浸漬槽）が時として、外部寄生虫制御のために使用されている。これらが使用されるばあいには、混雑の危険性を最小限に抑え、けがと溺死を防ぐように設計、運用すべきである。

農場での牛の積み込みについては第 7.2、7.3、7.4 章を参照。

福祉の状態を測り得る所見：管理に対する反応、罹患率、死亡率、挙動、体重及びボディコンディションスコアの変化、物理的な外観、跛行。

#### j) 安楽死

病気やけがをした牛は、治療を継続するか安楽死を行うかどうか迅速に診断すべきである。

安楽死の決定と実施は能力のある者が行うべきである。

安楽死の理由としては次のようなものが含まれる。

- i) 重度の衰弱、歩行不能または起立不能になる恐れの高い弱い牛。
- ii) 起立しなかったり、摂飲食を拒否したり、治療に反応しない歩行不能牛。

- iii) 治療がうまくいかず、容体が急速に悪化した牛。
- iv) 衰弱を引き起こす強い苦痛。
- v) 複雑骨折。
- vi) 脊髄損傷。
- vii) 中枢神経系疾患。
- viii) 慢性的な体重減少を伴う複数関節の感染。

安楽死法については第 7.6.5 条を参照。





2012年9月コード委員会レポートにて提示されたコード改正案の概要

OIEより提案された改正章	概要
<p>用語集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下のとおり、「新興疾病 (Emerging disease)」「サーベイランス (Surveillance)」及び「法定獣医組織 (Veterinary statutory body)」の用語の定義が修正され、「適正製造基準 (Good manufacturing practice)」及び「動物用医薬品 (Veterinary medicinal product)」の用語が新たに追加された(追加: <u>二重線</u>、<u>削除</u>: <u>取</u> <u>り</u> <u>消</u> <u>し</u> <u>線</u>)。</li> <li>● <u>新興疾病 (Emerging disease)</u>とは、既存の病原体の進化若しくは変異の結果生じる新しい感染若しくは体内侵入、新しい地理的地域若しくは群に拡がっている既知の感染若しくは体内侵入、又は初めて診断され、動物若しくは公衆の衛生に大きな影響を与えるこれまで認識されていなかった病原体若しくは疾病をいう。</li> <li>● <u>適正製造規範 (Good manufacturing practice)</u>とは、<u>良質な製品を保証するのに役立つ製造及び検査の基準をいう。</u></li> <li>● <u>サーベイランス (Surveillance)</u>とは、動物衛生に関する情報の体系的な継続した収集、照合及び分析、並びに活動を行うための知るべき人への情報の時宜を得た普及をいう。</li> <li>● <u>動物用医薬品 (Veterinary medicinal product)</u>とは、<u>予防的、診療的若しくは診断的効果を有する又は動物に接種又は適用された場合に肉体的機能を改める承認された権利を有する製品をいう。</u></li> <li>● <u>法定獣医組織 (Veterinary statutory body)</u>とは、<u>獣医師及び獣医補助者を規制するの自律的当局規制機関をいう。</u></li> </ul>
<p>第 1.1 章 疾病及び疫学情報の通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草名が「<u>疾病、感染、体内侵入及び疫学情報の通報</u>」に修正された(追加: <u>二重線</u>)。</li> <li>● 重要な動物疾病の拡大を最小限に抑えるための情報については、OIE 加盟国は、他の加盟国が利用できないようにする義務があるが、重要な動物疾病だけでなく、その病原体 (aetiological agent) に関する情報も利用できるようにすることが新たに義務付けられた(第 2 条-1)。またこれに伴い、たとえ臨床症状がない場合であっても、感染症の病原体が存在するのであれば、それを報告しなければならぬことが明記された(第 2 条-4)。</li> <li>● 発生後 24 時間以内に報告することが義務付けられている通報について「緊急通報 (immediate notification) の名称が明記された(第 3 条-1)。</li> <li>● 緊急通報後に毎週報告するフォローアップレポートについて、報告方法として明記されていた「ファックス又は電子メール」が削除された(第 3 条-2)。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フォローアップレポートを終了する条件として、現行では、疾病が撲滅されるか又は風土病化(endemic)することがあげられているが、これが「風土病化するか、状況が十分に安定すること」に修正された(第 2 条-2)。</li> <li>● 汚染地域を有する獣医当局は、当該地域の疾病が清浄化した場合には、OIE 本部に報告することとされているが、この義務が「汚染コンパートメント」にも適用されるよう修正された(第 4 条-1)。</li> <li>● 汚染地域は、最終報告症例から OIE コードに規定される期間が経過するまでは汚染地域とみなされることとされているが、この規定が「汚染コンパートメント」にも適用されるよう修正された(第 4 条-2)。</li> <li>● OIE 本部の義務(加盟国への疾病情報報告、年報の作成等)については、このような規定はすでに時代遅れなものになっているとの理由から削除された。ただし、これらの業務は OIE の仕事として継続される(第 5 条)。</li> <li>● 獣医当局によるファックスは優先事項であり、発生時の電話やファックスによる連絡は最優先事項である等の記述についても時代遅れとの理由から削除された(第 6 条)。</li> <li>● その他修辞上の修正(incident→event, territory→country, the OIE→Headquarters 等)</li> </ul>
第 1.2 章 リスト疾病の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リスト疾病への追加又は削除に関するアドホックグループの報告書に対するコメントが求められている。</li> </ul>
第 1.6 章 自ら宣言及び OIE 公式認定の手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修辞上の修正 (release→entry, release risk→likelihood of entry)</li> </ul>
第 3.2 章 獣医サービスの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物的資源の評価基準のうち、診断施設の評価基準について、「あるひとつの病原体に対する診断施設が 2 つ以上ある国においては、その病原体についてのナショナルリファレンスラボラトリーの指定はその国の診断施設の分析の質の向上に貢献しうる。」という文を追加した。また、「診断施設の分析能力について強調することは、実際の個々の輸出品の検査のために用いられる広範で継続的な検査体制についても、また国の動物衛生・公衆衛生状況の決定と防疫プログラムの支援のために用いられる広範で継続的な検査体制についても、どちらに関してもあてはまる」と言う記述が、「分析の質は、個々の輸出品の検査のために用いられる検査と国の動物衛生・公衆衛生状況の決定と防疫プログラムの支援のために用いられるより広範で継続的な検査体制の両方にとって等しく重要である」と言い換えられた(第 6 条-3 の(b))。</li> <li>● 獣医法定組織の評価の上での対象項目として、「法的基盤」が「獣医法定組織の機能のための法的基盤」に、「組織の役員構成と代表」が、「獣医法定組織の構成とその管理運営機関の代表者」に、それぞれより明確な表現に修正された(第 12 条-1)。</li> <li>● 目的と機能の評価について、「獣医法定組織は、その方針と目的(権限と機能)についての詳細な記述を含む)について定義しなくてはならない」という記述が削除され、その代わりに「獣医法定組織の方針と目的については、とりわけ次に述べるようなものについて、その権限と機能について詳細に、定義しなくてはならない」という記述が追加された。獣医法定組織の権限のうち、「獣医師、獣医補助員についての免許制度又</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>は登録制度を通じた規制」という記述を「獣医療にかかわる活動を行うための獣医師及び獣医補助員の免許制度又は登録制度」に変更された(第12条-2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 獣医法定組織の獣医師、獣医補助員に対する規制権限として、「獣医師、獣医補助員は獣医法定組織の権限の下にあること」と明確にし、その権限の例として「必須の獣医学教育の最低基準の決定への参加」を追加した。(第12条-3)</li> <li>● 「獣医法定組織構成員の代表者の評価」という記述を「獣医法定組織の管理運営機関の構成員の評価」に変更した。またその評価に必要なものとして、「任命期間を含む、役員の構成と規則及び必要な条件、さらに民・官の関連第3者機関の代表についての詳細な記述が利用可能でなくてはならない」に変更され、必要な情報の例示(獣医当局によって指定された獣医師、関係機関の代表等)は削除された(第12条-4)。</li> <li>● 卒業教育プログラムの評価について、“継続的な卒業教育プログラムについて、内容、期間及び参加者の記述を含む詳細な概要が必要である; 適正獣医規範に関する品質マニュアル及び規程が詳細に説明されなくてはならない。”という記述が削除され、“初級及び卒業教育条件に合致していることを示す証拠書類が利用可能でなくてはならない。”という記述が追加された(第12条-7)。</li> <li>● 獣医サービスの評価のために必要な情報に関して、人的資源にかかる情報のうち獣医教育について、“卒業後の獣医師に最低限必要な能力を身につけさせるためのカリキュラム”という記述を“卒業後の獣医師、大学院生及び卒業教育として最低限必要な能力を身につけさせるためのカリキュラム”とした(第14条-2-vi)。</li> <li>● その他修辞上の修正(「to ensure→ensuring that」等)</li> </ul>
<p>第4.6章 牛、小反すう動物及び豚の精液の採取及び調整</p> <p>第4.7章 家畜及び馬の体内受精卵の採取及び調整</p> <p>第4.14章 蜂疾病の公的衛生管理</p> <p>第6.4章 家さん生産におけるバイオセキユリティ手順</p> <p>第6.6章 抗菌性物質耐性管理のための勧告に向けた序論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第7条-3の題名について「精液の保存に適切な条件」から「精液の保存と識別に適切な条件」と変更された。</li> <li>● 精液の保存形態について「ストロー」と言う語句が追加された。逆に精液の保存形態として「ペレット」と言う語句が削除された。</li> <li>● 性判別されている精液を入れているストローについては永久にそのことがわかるように識別されなくてはならないという一文が追加された(第7条-4)。</li> <li>● 全ての受精卵の輸送に際しては受精卵を採取したチームの獣医師により受精卵の処理手順が完了している旨の証明書が添付されなければならないという注意書きが削除された(第5条-2)。</li> <li>● 本章に関連する規制当局が「獣医当局」から「獣医当局又はその他の所管当局」に修正された(第4条)。</li> <li>● 抗菌剤耐性の予防に関する記述が、「すべての家さん生産農家に対する追加措置」の項から「すべての施設(家さん生産農家及びふ卵場)」の項に移動された(第5条)。</li> <li>● 本章の位置づけについて、「本章は、コーデックス委員会が作成した抗菌剤耐性に関する規格、実践コード及びガイドラインに関連して読まれるものとす」の規定が追加された。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>第 6.7 章 各国による抗菌性物質耐性のサーベイランス及びモニタリングプロダラムの調和</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食料生産用動物以外への利用も規制対象と読めるよう修正 (the animal sector → the entire animal sector)</li> <li>● 抗菌性物質耐性のサーベイランス及びモニタリングの目的に「抗菌性物質耐性に取り組む活動の有効性の評価及び決定」が追加された(第 2 条)。</li> </ul>
<p>第 6.9 章 獣医療における抗菌性物質の責任ある慎重な使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本章が規定する「獣医療における抗菌性物質の責任ある慎重な使用のための指針」の目的に「環境保全」が追加された(第 1 条)。</li> <li>● 本章が規定する責任についての記述が、「(本章は)、所管当局並びに抗菌性物質を含有する動物用医薬品の認可、生産、管理、輸入、輸出、流通及び使用に関する国の規制当局、動物製薬業界、獣医師、飼料製造業者、流通業界及び食用動物生産者などの抗菌性物質を含有する動物用医薬品の認可、生産、管理、流通及び使用に係る利害関係者のそれぞれの責任を明確化する」(追加: <u>二重線</u>、削除: <u>取り消し線</u>)に修正された(第 1 条)。</li> <li>● 抗菌性物質の責任ある慎重な使用は「適正獣医規範及び適正農業規範の一部である」の記述が追加された(第 1 条)。</li> <li>● 抗菌性物質の責任ある慎重な使用について、「責任ある慎重な使用活動は、すべての利害関係者の関与を必要とする」の記述が「抗菌性物質の責任ある慎重な使用に関連する活動には、すべての利害関係者が関与するものとする」の規定に修正された(第 1 条)。</li> <li>● 抗菌性物質の責任ある慎重な使用について、「責任ある慎重な使用には、動物における抗菌性物質耐性細菌の選択、出現及び拡大を予防又は減少させながら、動物衛生及びアマルフェアの向上を意図する実際的な措置及び勧告を含む」(追加: <u>二重線</u>)に修正された(第 2 条)。</li> <li>● 販売認可を取得するためのデータの提供者に「申請者」が追加された(第 3 条-2)。</li> <li>● 抗菌性物質の使用ガイダンスで規定すべき内容に「休薬期間 (withdrawal period)」が追加された(第 3 条-2)。</li> <li>● 販売認可について、「規制当局所管当局は、新しい抗菌性物質を含有する動物用医薬品の販売認可プロセスが過度の遅延なく進むよう確保を促進するものとする」(追加: <u>二重線</u>、削除: <u>取り消し線</u>)に修正された(第 3 条-3)。</li> <li>● 承認能力に欠けた国について、「動物用医薬品の効率の良い承認手続きを履行するのに必要なリソースに欠け、その供給が主に外国からの輸入に依存している及び動物用医薬品を輸入している加盟国」(追加: <u>二重線</u>、削除: <u>取り消し線</u>)に修正された(第 3 条-4)。</li> <li>● 医薬品の承認について、「すべての加盟国は、未承認又は偽造のバルク活性成分及びバルク活性成分を含む製品の製造、広告、取引、流通及び使用と積極的に戦うためあらゆる努力をするものとする」の規定に、「適切な規制的管理その他の措置を通じて」を追加して第 3 条-1 に移動した。</li> <li>● VICH のガイドラインの記述を一カ所(第 3 条-4)にまとめた。</li> <li>● 抗菌性物質の品質管理の項の表題を「抗菌性物質及び抗菌性物質を含有する動物用医薬品の品質管理」に</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>修正した(第3条-5)。            抗菌性物質の活性を決めるためのクライテリアのうち、「最小抑制及び殺菌濃度」に「最近の分離株に対する」を追加した(第3条-6)。            抗菌性物質による耐性選択の評価において考慮すべき要素のうち「規定投与量での動物消化管内の<b>活性成分の濃度</b>」を「<b>活性抗菌性物質又は代謝産物の濃度</b>」に、「抗菌クラス間の交差耐性の程度」を「<b>交叉耐性の程度</b>」に、「人及び動物内の両方に存在する人の衛生上懸念される病原体の本来備わっている<b>既存の耐性レベル</b>」を「<b>既存の耐性の基準レベル</b>」にそれぞれ修正された(第3条-7)。            休薬期間は、「動物種ごとに」に設定するものと規定された(第3条-8)。            MRL 設定対象を対象組織から可食組織に明確化(第3条-8)。            申請者は食品中の残留を定期的に検査する方法を示すこととされているが、それは「設定されたマーカーの残留」に基づかなければならないものとされた(第3条-8)。            抗菌性物質使用の環境評価について、「抗菌性物質の環境影響を最低限に制限するための努力がはらわれるものとする」の記述が削除された(第3条-9)。            抗菌性物質を含有する動物用医薬品はラベルなどにその製品の特徴の要約を示すこととされているが、その要約に含まれるべき内容に「保管条件」が追加された(第3条-10)。            承認後のサーベイランスについて、「有効性の欠如を含む既存の医薬品監視プログラムを通じて収集された情報及びその他の関連する科学データは、<u>抗菌性物質耐性を最小限に抑える包括的戦略の一部を成す</u>」(追加：<u>二重線</u>)に修正された(第3条-11)。            動物用医薬品を処方する者について「獣医師又はその他の権利を有する者」から「獣医師又は国の法律によって獣医師の監視下で抗菌性物質を含有する動物用医薬品を処方する権利を有する適切な訓練を受けたその他の者」に修正された(第3条-12)。            動物用医薬品の廃棄について、「動物用医薬品のラベルには、処分及び廃棄について適切な指示が含まれているものとする」の規定が追加された(第3条-12)。            動物用医薬品の広告の対象者について、「国の法律によって認可された職業」に制限されなければならなかったのが、「獣医師又は国の法律によって獣医師の監視下で抗菌性物質を含有する動物用医薬品を処方する権利を有する適切な訓練を受けたその他の者」に修正された(第3条-13)。            抗菌性物質の使用に関する研修の対象に「飼料製造業者」が追加された(第3条-14)。            抗菌性物質の使用に関する研究の項目として含まれるべき内容に「適切な保管条件、未使用又は期限切れ動物用医薬品の適切な処分」及び「記録の保存」が追加された(第3条-14)。            関連当局が奨励すべき研究の例として、「特定の抗菌性物質使用に関連する公衆衛生リスクを同定し、軽減する方法」及び「抗菌性物質耐性の生態学」が明示された(第3条-15)。            流通業者が抗菌性物質を含有する動物用医薬品を流通させるときには、獣医師又はその他適切な訓練を受け、た者の処方を必要としているが、「その他適切な訓練を受けた者」について、「獣医師の監視下で抗菌性物質を</p>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>含有する動物用医薬品を処方する権利を有する適切な訓練を受けたその他の者」に限定された(第5条-1)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小売業者が記録を残すことを求められる項目に「処方の写し」が追加された(第5条-2)。</li> <li>● 食用動物の抗菌性物質使用のニーズを最小限に抑えるのに役立つこととしてあげられている「飼育方法、衛生的取扱、ワクチン接種戦略(最適農業規範)」に「バイオセキュリティ」を追加した(第6条)。</li> <li>● 獣医師の責任に「特に表示の範囲外又は表示からはずれた処方をする場合には、予防措置及び使用中止時間を含む詳細な治療プロトコルの提供」が追加された(第6条-1)。</li> <li>● 治療の有効性を決める要素に「(獣医師の)診断洞察力及び治療判断」及び「診断ラボ情報(病原体の分離、同定及び耐性記録)」が追加され、「既知の薬力学」及び「既知の薬物動力学」がそれぞれ「薬力学」及び「薬物動態学」に修正された(第6条-2)。</li> <li>● 抗菌性物質を含有する動物用医薬品の表示外使用における獣医師の責任に「休業期間」の明確化が追加された(第6条-3)。</li> <li>● 抗菌性物質を含有する動物用医薬品の適切な使用について、「抗菌性物質を含有する混合動物用医薬品の使用及び抗菌性物質を含有する登録動物用医薬品の表示の範囲外又は表示からはずれた使用は、適切に登録された製品が入手できない状況に限定されるものとする」の規定が追加された(第6条-3)。</li> <li>● 獣医師の臨床規範勧告の例としてあげられていた「アメリカ獣医師会のガイドライン」に関する記述が削除された(第6条-6)。</li> <li>● 食用動物生産者は、予防措置を概説する衛生計画を作成しなければならぬとされているが、その予防措置に含まれる一例として「バイオセキュリティ措置」が明記された(第7条-2)。</li> <li>● 食用動物生産者が、抗菌性物質を含有する動物用医薬品を使用する場合には、「獣医師又は国の法律によって獣医師の監視下で抗菌性物質を含有する動物用医薬品を処方する権利を有する適切な訓練を受けたその他の者の処方」によらなければならないことが規定された(第7条-2)。</li> <li>● 食用動物生産者が、抗菌性物質を含有する動物用医薬品を使用する場合には、保管条件を含めて、製品表示の指示又は獣医師の指示に従わなければならないが、その獣医師について、「当該動物及び当該生産地に精通した獣医師」から「主治獣医」に修正された(第7条-2)。</li> <li>● 抗菌性物質を含有する動物用医薬品の使用に当たって食用動物生産者が保管すべき記録の項目として「休業期間(休業期間の日付を含む)」が規定されていたが、「休業期間(休業期間の最終日を含む)」に修正された(第7条-2)。</li> <li>● 飼料製造業者の責任が新たに規定され、「医薬品添加飼料を調合する飼料製造業者は、獣医師又は国の法律によって獣医師の監視下で抗菌性物質を含有する動物用医薬品を処方する権利を有する適切な訓練を受けたその他の者の処方がある場合に限りそれを行うものとする。すべての製品は適切に表示されるものとする」、「抗菌性物質を含有する動物用医薬品の責任ある慎重な使用に関する規則及び勧告は、第6.9.5条に記載された詳細な記録を付けている飼料製造業者によって強化されるものとする」、「医薬品添加飼料を調合する飼料製造業者は、承認された医薬品原料のみが、医薬品混合表示又は獣医師の処方箋によって認められた量、目的及び</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>種に対して飼料に添加されることを確保するものとする」、「医薬品添加飼料を調合する飼料製造業者は、生産者による有効で安全な使用を確保するため、医薬品添加飼料が適切な情報(たとえば、投与量、承認された資格、対象種、使用指示、警告、注意)の表示がされていることを確保するものとする」及び「医薬品添加飼料を調合する飼料製造業者は、医薬品無添加飼料への不必要な飛び火及び安全を害する相互汚染を防止するため適切な生産実践を行うものとする」とされた(第 8 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● その他修辞上の修正 (a set of practical measures and recommendations → practical measures and recommendations, from animals to humans → between animals and humans, regulatory authorities → Competent Authority, the veterinarian → veterinarians, all the other → all other, the marketing authorisation → marketing authorisation, the use of antimicrobial agents in food-producing animals → the use of antimicrobial agents, with particular focus on use in food producing animals, the class of antimicrobials → antimicrobial class, principle → ingredient, Market approval → Market authorisation, approved monographs → registration documentations (such as monographs) approved by the relevant Competent Authority, antimicrobial agents → antimicrobial agent(s), antimicrobial agent(s) on both pathogens and non-pathogens → antimicrobial agent(s) against relevant pathogens and non-pathogens, maximum residue level → maximum residue limit, veterinary medical products → VRL, antimicrobial agent(s) → VMP containing antimicrobial agent(s), licensed/authorised → licensed or authorised, destruction → disposal or destruction, Training of antimicrobial users → Training on the usage of antimicrobial agents, involve → include, antimicrobial(s) → antimicrobial agent(s), treatment experience → clinical experience, class → class or sub-class, off-label → extra-label or off-label, directions/prescriptions → directions or prescriptions, product/active substance → product and active substance, prescriber and/or the supplier → prescriber and the supplier 等)</li> </ul>
第 6.11 章 非ヒト霊長類から伝播する人獣共通感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非ヒト霊長類のほとんどは、研究、教育又は繁殖目的であることから、その入手方法については、「第 7.8 章 研究及び教育における動物の利用」の第 7.8.7 条(動物の入手源)の規定に従うこととされた(第 1 条)。</li> <li>● その他修辞上の誤りの訂正 (Mycobacterium tuberculosis complex → Mycobacterium tuberculosis complex)</li> </ul>
第 7.1 章 アニマルウェルフェアのための勧告に向けた序論	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家畜生産システムの動物のウェルフェアの一般原則として、「新しい環境に導入されることが選択された動物は、現地の気候に適し、現地の疾病、寄生虫及び食物にうまく順応できるものであるものとする」の規定が追加された(第 4 条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Air quality, temperature and humidity in confined spaces should support good animal health and not be aversive to animals → For housed animals, air quality, temperature and humidity should support good animal health and not be aversive (追加: 二重線、削除: 取り消し線) (第 4 条))</li> </ul>
第 7.8 章 研究及び教育における動物の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送について、「一般的な勧告は、第 7.3 章及び第 7.4 章においてなされている。動物が受けている又は動物が意図されている科学的手段の結果としてウェルフェアが損なわれている動物を輸送することには、正当化できる理由が存在するかもしれない。そのような場合には、さらなるストレスを防止するために、あらゆる予防措置が取られるものとする」の規定が追加された(第 10 条)。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>第7.9章 アニマルウェルフェアと肉牛生産システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他修辞上の修正:「(輸送が)遅延した場合には、起こり得る遅延に対処する不測事態対応計画が整っているものとする」(追加:二重線、削除:取り消し線)に修正された(第10条)。</li> <li>● 牛のウェルフェアを測る指標のうち死亡率に関する記述が、「死亡率は、定期的に、たとえば毎日、毎月、毎年又は生産サイクルの中の主要な畜産活動に合わせて報告記録されるものとする」(追加:二重線、削除:取り消し線)に修正された(第4条)。</li> <li>● ずの二床(slatted floor)について、「ずのこの床で飼育されている牛は、可能な場合は、寝床への移動ができるものとする」の規定が追加された(第5条-2f)。</li> <li>● 日々の活動の中で、牛に痛みを伴う行為を行う時には、可能な限り若齢で行うか、獣医師の勧告又は監視下で、麻酔の使用又は無痛法を「考慮するものとする」とされていたが、「実施するものとする」に修正された(第5条-3e)。</li> <li>● 3か月齢を超えて去勢を行う場合には、「動物の痛みや苦痛を最小限にする利用可能な方法を使用」することが追加された(第5条-3e)。</li> <li>● 不測事態対応計画を整備すべき事態の事例に「火事」が追加された(第5条-3h)。</li> <li>● 牛の施設に関連して、「繋がれた牛は、最低限、横臥、振り返り及び歩行が可能でなければならない」との規定が追加された(第5条-3i)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (reach this threshold→induce heat stress, access to drinking water→free access to drinking water, cattle are housed on a slatted floor shed→cattle are kept on a slatted floor 等)</li> </ul>
<p>第7.X章 アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象は、商業目的で生産される肉用鶏(雛の導入から出荷まで)。</li> <li>● 動物の状態を指標とした定性的な推奨事項記載となっている。</li> <li>● 肉用鶏のウェルフェアを図る有用な指標として以下の基準を列記。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡率及び罹患率</li> <li>2. 歩行状態</li> <li>3. 皮膚炎</li> <li>4. 羽毛の状態</li> <li>5. 疾病、代謝疾患及び寄生虫病の発生率</li> <li>6. 行動</li> <li>7. 水と餌の消費量</li> <li>8. 成長率・飼料要求率・生存率</li> <li>9. 損傷率</li> <li>10. 目の状態</li> <li>11. 鶏鳴</li> </ol> </li> <li>● アニマルウェルフェアに配慮して肉用鶏を飼養するにあたり推奨する事項を規定。</li> </ul>



OIEより提案された改正章	概要
	<p>1. 防疫措置及び動物衛生 治療を含む動物の健康管理や疾病予防について規定。</p> <p>2. 環境及び管理 温度、光、空気などの環境要因及び外科的処置、職員の訓練、動物の取扱い及び見回りなどの管理について規定。</p> <p>【前回（2011年2月コード委）案からの変更点】 文章を簡潔にし、明確化するための修辭上の変更が主体である。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本章の商業目的の「肉用鶏」生産の定義に、「庭先養鶏が含まれない」旨、明記。</li> <li>● 肉用鶏の生産系を3つに分類し、標題を各々「集約的」「半集約的」「粗放的」としていたところを、「舎飼」「部分的な舎飼」「野外飼養」と、内容に即した表記に変更。</li> <li>● 飼養環境及び管理に関する推奨事項の1つである「社会的環境」という標題を「羽つき及び共食いの防止」と、内容に即した表記に変更。</li> </ul> <p>内容的な変更は、微細であり、不明確、否定的、制限的な内容を削除するものである。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指標としての「疾病の発生率」から、具体的病名を削除し、「疾病はその原因にかかわらず福祉上の懸念事項であり、かつ、不適切な飼養環境及び管理により悪化しうる」と一般的な記載に変更。</li> <li>● 指標としての「パンティング（浅速呼吸）及び羽を広げる行動」が示唆する原因から「高いアンモニア濃度」を削除。</li> <li>● 指標としての「鶏鳴」は苦痛だけでなく、肯定的な感情表現も示唆しうる変更。</li> <li>● 健康管理に関する推奨事項において、「ワクチン及び治療を行う者」を「有資格者」に限定するようにも読める記載を削除。</li> <li>● 飼養環境及び管理に関する推奨事項の1つである「飼育密度」を決定する上で確保すべき要件として、「快適さ」という客観性に欠ける表現を削除。</li> <li>● 飼養環境及び管理に関する推奨事項の1つである「出荷時の取扱い」に関して、「コンテナー」は消毒すべき」という記載に「必要に応じて」を追記。</li> <li>● 章名が「ブルータング」から「ブルータングウイルス感染症」に修正された。</li> <li>● サーベイランスのためのブルータング症例(case)の定義が、サーベイランスの定義に関する第17条から第1条の総則に移動し、その定義が草全体に適用される定義とされた(第1条)。</li> <li>● ブルータングウイルス感染症の発生の定義及び国際貿易における意義が、サーベイランスに関する第17</li> </ul>
第8.3章 ブルータングウイルス感染症	

OIEより提案された改正章	概要
<p>第 8.4 章 単胞糸虫 (<i>Echinococcus granulosus</i>) 感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条から第 1 条の総則に移動した(第 1 条)。</li> <li>● ベクター防護施設の認定は獣医当局がするものとされた(第 15 条)。</li> <li>● サーベイランスの目的に関する記述が、サーベイランスの定義に関する第 17 条からサーベイランスの序論の第 16 条に移動した(第 16 条)。</li> <li>● サーベイランスの定義に関する第 17 条が削除された。</li> <li>● サーベイランスの対象群に感受性家畜反すう動物に「疫学的に重要なその他の草食動物」が追加された(第 8 条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (embryo/ova→embryo or ova、embryo/oocytes→embryo or oocyte、and/or→or、e.g.→such as 等)</li> <li>● 単胞糸虫の生態について、「寄生虫成体は、イヌ科(終宿主)の<small>小腸</small>に生息し、幼体(包虫シスト)は、人を含むその他の哺乳類の<small>宿主(中間宿主)</small>のさまざまな肝臓、肺その他の器官に生息する。」(追加:<u>三重線</u>、削除:取り消し線)に修正された(第 1 条)。我が国のコメントが一部反映されている。</li> <li>● 単胞糸虫の定義(単胞糸虫によるイヌ科、有蹄類及び有袋類の人獣共通感染症)について、我が国は、「単胞糸虫によるイヌ科(終宿主)の寄生虫成体の感染並びに有蹄類(綿羊、牛、シカ科、ラクダ科及び豚の系統)、有袋類及び人(中間宿主)の幼虫の感染を包含する人獣共通感染症」に修正するようコメントしたが反映されていない。</li> <li>● 我が国のコメントを反映して、「offal(臓物)」の用語が定義され、「本章では、Offal とは、有蹄類及び有袋類の内部器官をいう」の規定が追加された(第 1 条)。</li> <li>● 単胞糸虫の伝播について、「単胞糸虫の犬(終宿主)への伝播は、草食動物及び雑食動物(中間宿主)の家畜及び野生種の範囲の包中に汚染された臓物(offal)の経口摂取を通じて発生する」(削除:取り消し線)に修正された(第 1 条)。</li> <li>● 伝播の予防について、「伝播予防は、終宿主及び中間宿主の両方を標的とすることにより達成できる」の記述が削除された(第 1 条)。</li> <li>● 所管当局の協力について、「所管当局と公衆衛生当局の良好なコミュニケーションと協力は、単胞糸虫伝播の予防及び管理の成功を達成する上で不可欠な要素である」(削除:取り消し線)に修正された(第 1 条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品として、「加工脂肪」が追加された(第 2 条)。</li> <li>● 第 3 条の名称が「単胞糸虫感染症の予防及び管理のためのプログラム」(追加:<u>二重線</u>)に修正された(第 3 条)。</li> <li>● 予防及び管理について、「単胞糸虫感染症の予防及び管理の成功を達成するため、獣医当局その他の所管当局は、単胞糸虫伝播に関連するリスク要因並びに動物及び人の包虫症の重要性、野犬を含む犬の役割及び責任ある犬所有の重要性及び予防及び管理措置の必要性を人々に知らせるための関する啓蒙プ</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>ログラムを<del>実行し</del>、以下の<del>予防及び管理措置を実施するものとする</del>」(追加:<u>二重線</u>、<del>削除</del>:<u>取り消し線</u>)に修正された(第 3 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 犬の感染予防措置について、「犬は、野生生物種を含むいかなる動物種の死亡動物にも近づかないものとす。すべての死亡動物は、第 4. 12.6 章の規定に従い処理されるものとする」の記述が「犬は、第 4.12.6 条の規定に従い処理されるものとされている死亡有蹄類及び有袋類を食べないように予防されているものとする」に修正された(第 3 条)。</li> <li>● 自家と殺された場合には、犬が臓物(offal)に近づかないように予防されることがとされていたが、「<u>生の臓物</u>」に近づけないことに修正された(第 3 条)。</li> <li>● 感染の管理措置の実施主体が「<u>所管当局</u>」から「<u>獣医当局</u>又はその他の<u>所管当局</u>」に修正された(第 3 条)。</li> <li>● と畜後の肉の検査で包虫が検出された場合には、包虫を含む臓物(offal)を処分することとされているが、その方法が焼却、埋却又は化製から OIE コードに規定された処分に修正された(第 3 条)。</li> <li>● モニタリングについての記述が整理された(第 4 条)。</li> <li>● 汚染国からの犬及び野生犬科の輸入条件に「治療から積載までに間に当該動物が再感染するのを防止するための適切な予防措置がとられていること」が追加された(第 5 条)。</li> <li>● 臓物(offal)内の単胞糸虫シストの不活化方法のうち凍結処理の温度が「-20°C」から「-20°C以下」に修正された(第 6 条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (a cestode (tapeworm) found worldwide→a widely distributed cestode (tapeworm), good food and personal hygiene→good food hygiene and personal hygiene, offal from any animal species →offal, home-slaughtered→slaughtered on- farm, identify→collaborate to identify, hydatid cysts→hydatids, an essential component→an essential activity, current situation→situation、transmission within dog populations→transmission to dog populations 等)</li> </ul>
<p>第 X.X 章 多胞糸虫 (<i>Echinococcus multilocularis</i>) 感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多胞糸虫の生態について、「<u>寄生体成虫は、イヌ科(終宿主)</u>、特に<u>キツネの小腸</u>に生息し、<u>幼体(メタセルコード)</u>は、<u>犬を含む哺乳類の宿主(主にげっ歯類)(中間宿主)</u>のさまざまな臓腑その他の器官に生息する。」(追加:<u>二重線</u>、<del>削除</del>:<u>取り消し線</u>)に修正された(第 1 条)。我が国のコメントが一部反映されている。人への感染について、「人は、時折幼体に感染し、深刻な疾病を引き起こす」と記述された(第 1 条)。我が国は、人に深刻な疾病を引き起こすまでには数年の潜伏期間があることから、「数年の潜伏期間後に深刻な疾病を引き起こす」と修正するコメントをしたが反映されていない。</li> <li>● 家畜への感染について、我が国は「家畜では、認識できる健康影響はもたらさない」との記述を「家畜では多くの場合、臨床症状を呈する前に消費のためにと殺される」に修正するようコメントしていたが、反映されていない(第 1 条)。</li> <li>● 多胞糸虫の定義について、「家畜及び野生のイヌ科及び、<u>ネコ科</u>、<u>げっ歯類</u>及び<u>豚</u>の<u>人獣共通感染症</u>」(追</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>加：三重線、削除：取り消し線)に修正された(第 1 条)。我が国は、「多胞糸虫によるイヌ科及びネコ科(終宿主)の寄生体成虫の感染並びにげっ歯類及び豚、馬などの家畜及び人(中間宿主)の幼虫の感染を包含する人獣共通感染症」に修正することをコメントしていたが反映されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染経路について、我が国は「野生小哺乳類の感染器官の経口摂取」だけでなく「野生げっ歯類の捕食」を追加するようコメントしていたが反映されていない(第 1 条)。</li> <li>● ネコの役割について、「人への感染伝播におけるネコの潜在的役割はたとえ排除できないとしても、その疫学的役割は無視できるとみなされる」の記述を、我が国は「感染伝播におけるネコの潜在的役割はほとんど無視できるとみなされる」に修正するようコメントしていたが、反映されていない(第 1 条)。</li> <li>● 豚の役割について、「豚は感染するかもしれないが、反映されていたが、反映されていない(第 1 条)における役割はない」の記述を、我が国は「豚は感染するかもしれないが、通常豚における当該寄生虫は未成熟のままであり、終宿主への感染能力に欠けている」に修正するようコメントしたが、反映されていない(第 1 条)。</li> <li>● 人の感染は「糞からの多胞糸虫の卵に汚染された食品又は水の経口摂取」によっても引き起こされるとされていたが、「犬科の糞に汚染された食品又は水の経口摂取」に修正された(第 1 条)。</li> <li>● 人の感染リスクを削減する措置から「ネコの感染予防」が削除された(第 1 条)。</li> <li>● 感染予防・管理措置の規定の対象から「ネコ」が除外された(第 2 条)。</li> <li>● 犬の管理プログラムに含まれるべき措置として、「可能な場合には、治療後 72 時間以内に排泄された糞は、焼却又は埋却処分するものとする」の規定が追加された(第 2 条)。</li> <li>● と畜場における豚肝臓のサーベイランスの位置づけについて、「環境中の当該寄生虫の存在の指標」と明記され、「収集データは感染の拡大に関する有益な追加情報を提供する」の記述が削除された(第 3 条)。</li> <li>● 汚染国からの動物の輸入条件から「ネコ」が除外された(第 4 条)。</li> <li>● 汚染国からの犬及び野生イヌ科の輸入条件に、「治療から積載までに間に当該動物が再感染するのを防</li> <li>止するための適切な予防措置がとられていること」が追加された(第 4 条)。</li> <li>● その他修辭上の修正 (can→may, good food and personal hygiene→good food hygiene and personal hygiene, dogs (owned and stray)→owned and stray dogs 等)</li> </ul>	<p>● 旋毛虫症の重要性について、「旋毛虫は、旋毛虫に汚染された食用動物又は野生生物に由来する生又は未調理の肉を食べることによって引き起こされる広くまん延している人獣共通感染症である。動物では、旋毛虫症の臨床症状が一般に認められないことを所与のこととすると、旋毛虫症の重要性は、人に対するリスクと畜される群の管理コストにもつばら見出される」と記述された(第 1 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 旋毛虫症の生態について、「成虫寄生体及び幼虫は、多くの哺乳類、鳥類及び爬虫類を宿主として小腸及び筋肉内にそれぞれ生息する。トリヒナ属には 12 の遺伝子型が同定されており、そのうちの 9 つは種に指定されている。遺伝子型には地理的変異がある」と記述された(第 1 条)。</li> </ul>
<p>第 8.13 章 旋毛虫 (<i>Trichinella</i> spp.) 感染症</p>	

OIEより提案された改正章	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旋毛虫症の予防について、「人の消費を意図した家畜の感受性種の感染予防は、旋毛虫に感染した動物の肉及び肉製品に対するこれらの動物の被爆予防に左右される。これには、家畜由来の食品廃棄物、げっ歯類及び野生生物の消費が含まれる」と記述された(第1条)。</li> <li>● 野生動物の肉について、「野生動物由来の肉及び肉製品は、人に対する潜在的感染源であるとたえずみなされるものとする。したがって、検査を受けていない野生動物の肉及び肉製品は、公衆衛生リスクをばらんでいるおそれがある」と記述された(第1条)。</li> <li>● OIE 陸生コードにおける旋毛虫感染症は、「トリヒナ属の寄生虫による豚科及び馬科の感染症」と定義された(第1条)。</li> <li>● 本章の位置づけについて、「本章は、家畜豚(<i>Sus scrofa domestica</i>)の農場における旋毛虫感染症の予防並びに豚科及び馬科由来の肉及び肉製品の安全な貿易に関する勧告を提供する。本章は、肉の衛生実践に関するコーデックス規格(CAC/RCP 58-2005)に関連して読まれるものとする」と規定された(第1条)。</li> <li>● 旋毛虫症の診断について、「豚その他の動物種における旋毛虫感染症の検出方法には、筋肉標本中の旋毛虫幼虫の直接証明が含まれる。実証された血清学的検査を使って旋毛虫特異的循環抗体の存在を立証することは、疫学的目的に有益かもしれない」と記述された(第1条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品として、「皮革、毛及び剛毛」及び「精液、受精卵及び卵子」が規定された(第2条)。</li> <li>● 感染予防措置として、「施設及び周辺環境におけるげっ歯類及び野生動物への豚の被爆予防」、「生の動物由来食品廃棄物を農場におかない」、「OIE 基準を満たす飼料の給与並びにげっ歯類及び野生動物の接近を妨げる飼料の保管」、「げっ歯類管理プログラムの実施」、「OIE コードの規定による死体の廃棄」及び「OIE コードの条件を満たして管理されていることが公式に認定された群又は旋毛虫感染症のリスクが無視できるコンパートメントの群に由来する豚のみの導入」が規定された(第3条)。</li> <li>● 群管理の公式認定の基準として、「上記感染予防措置がすべて遵守され、記録されていること」、「認定12か月前に少なくとも6か月間隔で少なくとも2回訪問し、遵守状況が実証されていること」、「事後の監査プログラムが実施されていること」が規定された(第3条)。</li> <li>● リスクが無視できるコンパートメントに必要な基準として、「全国的に旋毛虫感染症が届出伝染病になっており、獣医当局と公衆衛生当局との間に旋毛虫感染症発生の伝達手順が定められていること」、「獣医当局が、すべての家畜豚の現況を把握し、それに対する権限を有していること」、「獣医当局が、感受性野生動物の分布の現況を把握していること」、「OIE コードの規定による家畜豚の個体識別及びトレーサビリティシステムが実施されていること」、「人の消費用に飼養されている野生動物の肉を追跡するための適切な規定があること」及び「疫学的状況の評価に適切で、家畜豚の旋毛虫感染症の存在と被爆経路の検出が可能なサーベイランスが実施されていること」が規定された(第4条)。</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リスクが無視できるコンパートメントの認定条件として、「すべての群が第 3 条の条件を遵守していること」、「第 4 条の基準が、少なくとも 24 ヶ月間遵守されていること」、「適切なサーベイランスプログラムによって旋毛虫感染症がないことが立証されていること」、「認定後に、第 3 条の条件の遵守を確認するための監査プログラムが実施されていること」及び「監査によって重大な違反が認められた場合には、当該群はコンパートメントから取り除かれること」が規定された(第 5 条)。</li> <li>● 家畜豚の肉及び肉製品の輸入条件として、「コーデックス規格に従い生産されたこと」及び「無視できるリスクのコンパートメントの豚由来であること」又は「旋毛虫幼虫の検出のための消化法で陰性の豚由来であること」又は「旋毛虫幼虫を不活化すること」が規定された(第 6 条)。</li> <li>● 野生又は野生化した豚の輸入条件として、「コーデックス規格に従い生産されたこと」及び「旋毛虫幼虫の検出のための消化法で陰性の豚由来であること」又は「旋毛虫幼虫を不活化すること」が規定された(第 7 条)。</li> <li>● 家畜馬の肉及び肉製品の輸入条件として、「コーデックス規格に従い生産されたこと」及び「旋毛虫幼虫の検出のための消化法で陰性の馬由来であること」が規定された(第 8 条)。</li> <li>● 野生又は野生化した馬科の肉及び肉製品の輸入条件として、「OIE コードの規定に従い検査されたこと」及び「旋毛虫幼虫の検出のための消化法で陰性の馬由来であること」が規定された(第 9 条)。</li> </ul>
<p>第 8.12 章 牛疫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草全体にわたって「RP」を「rinderpest」に、「rinderpest virus」を「RPV」にそれぞれ修正した。</li> <li>● 牛疫ウイルスやワクチンが多くの施設で依然保有されていることについて、「動物にウイルスが再び導入される小さなリスクがある」との記述が「感受性動物にウイルスが再び導入されるリスクがある」に修正された(第 1 条)。</li> <li>● 第 2 条の名称が「総則」から「定義及び総則」に修正され、「牛疫ウイルス含有材料」の用語の定義が第 9 条から第 2 条に移された(第 2 条)。</li> <li>● 牛疫の症例(case)は、臨床症状の有無にかかわらず牛疫ウイルスに感染した動物と定義されているが、この定義の適用範囲が、「本章」から「OIE 陸生コード」に拡大された(第 2 条)。</li> <li>● 患畜とみならず基準が規定されているが、その判断は「OIE/FAO 牛疫リファレンスラボラトリーの報告に基づく」とされた(第 5 条)。</li> <li>● 清浄ステータス回復のためのサーベイランスの対象群について、牛疫感受性種の「すべての意味のある(significant)群」とされていたのが「すべての群」に修正された(第 8 条)。</li> <li>● 牛疫ウイルス含有材料を保有している施設は、OIE に対して毎年報告するものとされているが、その様式が定められた。様式では、「野外分離株を含むワクチン株以外の生きたウイルス」、「シード株を含むワクチン」及び「その他汚染したおそれのある材料」の別に「株の特徴」、「量」及び「所有者」を記載することになっている(第 9 条)。</li> <li>● 毎年の報告について、「すべての材料が廃棄され、将来に新たな活動を見越していない場合」には、「最終</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>第 9.1 章 蜜蜂のアカリンダニ (<i>Acarapis woodi</i>) 寄生症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告」を提出するものとされた(第 9 条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (rinderpest virus and vaccines→RPV-containing material including live vaccines、release of virus→deliberate or accidental release of virus、be retaining the virus→host an institution holding RPV-containing material、Reference Laboratory→OIE-FAO Reference Laboratory、OIE→the OIE、FAO→the FAO、surveillance→testing procedure 等)</li> <li>● 本章に規定されるアカリンダニ症の定義については、本章のみならず OIE 陸生コード全体に適用されることとされた(第 1 条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品のうち「精製蜂蜜」が「蜂蜜」に、「加工済みロイヤルゼリー」が「ロイヤルゼリー」にそれぞれ修正された(第 2 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得するための撲滅プログラムの実施主体は獣医当局とされていたが、「その他の所管当局 (other Competent Authority)」でも良いことに修正された(第 4 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための調査の結果について、「陰性」でなければならなかったのが「陽性でない」ことに修正された(第 4 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得の条件として、「蜜蜂属の自活した野生化群がないこと」とされていたが、これが「蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群がないこと又は蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群に対する当該ダニが存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること」に修正された(第 4 条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Apis species→species of the genera Apis、A. woodi related conditions→acarapisosis related conditions、A.woodi status→acarapisosis status、equipment associated with beekeeping→apicultural equipment、pollen→bee-collected pollen 等)</li> </ul>
<p>第 9.2 章 蜜蜂のアメリカ腐蛆病菌 (<i>Paenibacillus larvae</i>) 感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本章に規定されるヨーロッパ腐蛆病菌感染症の定義については、本章のみならず OIE 陸生コード全体に適用されることとされた(第 1 条)。</li> <li>● 本章に規定されるヨーロッパ腐蛆病菌感染症の対象動物は、蜜蜂のみに限定され、Apis mellifera その他の蜜蜂属は除外された(第 1 条)。</li> <li>● アメリカ腐蛆病菌の潜伏期間(15 日間)の記述が削除された(第 1 条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品に「蜜蜂の卵」が追加された(第 2 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための撲滅プログラムの実施主体は獣医当局とされていたが、「その他の所管当局 (other Competent Authority)」でも良いことに修正された(第 4 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための調査の結果について、「陰性」でなければならなかったのが「陽性でない」ことに修正された(第 4 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得の条件として、「蜜蜂属の自活した野生化群がないこと」とされていたが、これが「蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群がないこと又は蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群に対する</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>当該ダニが存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること」に修正された(第4条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女王蜂及び随行動き蜂の輸入条件に、「積み荷が、蜂の巣なしの蜜蜂のみであること」及び「当該蜜蜂が由来する養蜂場が、過去30日間、アメリカ腐蛆病の発生がない地域の中心から半径3km以内に所在していること」が追加された(第5条)。</li> <li>● 蜜蜂の卵の輸入条件が削除された(第6条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件に「アメリカ腐蛆病の清浄国又は地域に所在する養蜂場由来であること」が追加された(第7条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件の消毒方法のうち、放射線照射の方法から「コバルト60を線源として使用して」の規定が削除され、線源についての限定がはずされた。また、放射線照射はすべての設備に適していると記載された(第7条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件の木製設備の消毒方法として「160℃に加熱した溶解したパラフィンワックスに少なくとも10分間浸漬すること」が追加された(第7条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件として、列記されている処理に加えて「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第7条)。</li> <li>● 養蜂用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入条件の中のアメリカ腐蛆病菌を確実に殺滅する処理の方法に「10 kGy の放射線照射」又は「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第8条)。</li> <li>● 養蜂用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入条件に「OIE 陸生マニユアルの関連章に記載されている検査方法によって、アメリカ腐蛆病菌から清浄であることが認められたこと」が追加された(第8条)。</li> <li>● 人の消費用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入条件が新たに規定され、「アメリカ腐蛆病の清浄国又は地域に所在する養蜂場由来であること」、「10 kGy の放射線照射又は輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められたその他の処理によって、アメリカ腐蛆病菌が確実に殺滅されるよう処理されていること」及び「OIE 陸生マニユアルの関連章に記載されている検査方法によって、アメリカ腐蛆病菌から清浄であることが認められたこと」とされた(第9条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Apis species→species of the genera Apis, Combs of infected apiaries→Combs with American foulbrood 等)</li> </ul>
<p>第9.3章 蜜蜂のヨーロッパ腐蛆病菌 (<i>Melissococcus plutonius</i>) 感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本章に規定されるヨーロッパ腐蛆病菌感染症の定義については、本章のみならず OIE 陸生コード全体に適用されることとされた(第1条)。</li> <li>● 本章に規定されるヨーロッパ腐蛆病菌感染症の対象動物は、蜜蜂のみに限定され、Apis mellifera その他の蜜蜂属は除外された(第1条)。</li> </ul>



OIEより提案された改正章	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヨーロッパ腐蛆病の潜伏期間(15日間)の記述が削除された(第1条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品に「蜜蜂の卵」が追加された(第2条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための撲滅プログラムの実施主体は獣医当局とされていたが、「その他の所管当局(other Competent Authority)」でも良いことに修正された(第4条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための調査の結果について、「陰性」でなければならなかったのが「陽性でない」ことに修正された(第4条)。</li> <li>● 清浄ステータス獲得の条件として、「蜜蜂属の自活した野生化群がないこと」とされていたが、これが「蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群がないこと又は蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群に対する当該ダニが存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること」に修正された(第4条)。</li> <li>● 女王蜂及び随行動き蜂の輸入条件に、「積み荷が、蜂の巣なしの蜜蜂のみであること」及び「当該蜜蜂が由来する養蜂場が、過去30日間、ヨーロッパ腐蛆病の発生がない地域の中心から半径3km以内に所在していること」が追加された(第5条)。</li> <li>● 蜜蜂の卵の輸入条件が削除された(第6条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件の消毒方法のうち、放射線照射の方法から「コバルト60を線源として使用して」の規定が削除され、線源についての限定がはずされた(第7条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件の消毒方法のうち、「OIEが勧告した章に言及されている手順の一つに従いヨーロッパ腐蛆病菌が確実に殺滅される処理」が「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」に修正された(第7条)。</li> <li>● 養蜂用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入条件の中のヨーロッパ腐蛆病菌を確実に殺滅する処理の方法に「10 kGyの放射線照射」又は「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第8条)。</li> <li>● 養蜂用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入条件に「OIE陸生マニユアルの関連章に記載されている検査方法によって、ヨーロッパ腐蛆病菌から清浄であることが認められたこと」が追加された(第8条)。</li> <li>● 人の消費用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入条件が新たに規定され、「ヨーロッパ腐蛆病の清浄国又は地域に所在する養蜂場由来であること」、「10 kGyの放射線照射又は輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められたその他の処理」によって、ヨーロッパ腐蛆病菌が確実に殺滅されるよう処理されていること」及び「OIE陸生マニユアルの関連章に記載されている検査方法によって、ヨーロッパ腐蛆病菌から清浄であることが認められたこと」とされた(第9条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Apis species → species of the genera Apis, bees → honey bees, products → commodities 等)</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>第 9.4 章 ハチノスムクゲケシキスイ (<i>Aethina tumida</i>) 寄生症</p>	<p>● 本章に規定されるハチノスムクゲケシキスイ寄生の定義については、本章のみならず OIE 陸生コード全体に適用されたとされた(第 1 条)。</p> <p>● ハチノスムクゲケシキスイ甲虫の説明に「捕食寄生者」から「捕食者」に修正された(第 1 条)。</p> <p>● 本章では、ハチノスムクゲケシキスイとは、「当該甲虫のすべてのライフステージ(卵、幼虫、さなぎ及び成虫)をいう」と規定された(第 1 条)。これにより章中の「ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくはさなぎ」の記述が「ハチノスムクゲケシキスイ」に修正された。</p> <p>● ハチノスムクゲケシキスイは、「(蜂以外の)自然環境中で独立して生存及び繁殖することができる」の記述が、「<u>むしろ</u>かすると(蜂以外の)自然環境中で独立して生存及び繁殖することができる」に修正された(第 1 条)。</p> <p>● ハチノスムクゲケシキスイの生態について、「<u>がれき中の</u>外寄生及び繁殖の初期の徴候は、気づかれぬまま進行するかもしれない」の記述が「<u>外寄生及び繁殖の初期の徴候は、気づかれぬまま進行するかもしれない</u>」に修正され、「甲虫の分布には、追従又は随行している蜂群が含まれる」の記述が削除された(第 1 条)。</p> <p>● 「第 9.4.2 条に掲げる物を除く本章に規定される物品の輸入又は経由を認可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂及びマルハナバチ群のハチノスムクゲケシキスイのステータスに関する本章に規定される条件を要求するものとする」の規定が追加された(第 1 条)。</p> <p>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品から「バック済み抽出蜂蜜」、「精製又は化製みつろう」、「プロポリス」及び「凍結又は乾燥ロイヤルゼリー」が削除された(第 2 条)。</p> <p>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための撲滅プログラムの実施主体は獣医当局とされていたが、「その他の所管当局 (other Competent Authority)」でも良いこととされた(第 4 条)。</p> <p>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための調査の結果について、「陰性」でなければならなかったのが「陽性でない」ことに修正され、調査のサンプルについて「新しい症例があることを示す」ものから「ハチノスムクゲケシキスイが存在していないことを示す」ものに修正された(第 4 条)。</p> <p>● 汚染養蜂場の設備の消毒方法のうち凍結処理について、「24 時間の凍結」から「中心温度 -12°C 以下で少なくとも 24 時間の凍結」に修正され、「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第 4 条)。</p> <p>● 女王蜂及び随行動き蜂の輸入条件では、「ハチノスムクゲケシキスイ寄生の公式清浄国・地域」に由来することを証明書に記載することになっていたが、「寄生」及び「公式」が削除された(第 5 条)。</p> <p>● 女王蜂及び随行動き蜂の輸入条件では、出発直前の検査によって「ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくはさなぎが存在する徴候又は疑いがないこと」を示すこととされていたが、「卵、幼虫若しくはさなぎ」が除外され、「徴候又は疑い」が「<u>証拠</u>」に修正された。また、検査の方法については、「肉眼検査」によって、「OIE 陸生マニュアルに記載されている方法」により実施することが明記された(第 5 条)。</p>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>女王蜂及び随行動き蜂の輸入条件に「梱包材、容器、付属製品及び餌は新しいこと」が新たに追加され、「蜂の積送品は、生きた甲虫が侵入できない細かいメッシュで覆われていること」が「ハチノスムクゲケシキスィの寄生又は汚染を防止するための予防措置、特に、積載前に女王蜂を長期間保管しない、蜂の積送品を生きた甲虫が侵入できない細かいメッシュで覆うなど、女王蜂のケージへの侵入を予防するための措置が取られていたこと」に修正された(第5条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働き蜂及び雄バチの輸入条件では、「ハチノスムクゲケシキスィ寄生の公式清浄国・地域」に由来することを証明書に記載することになっていたが、「寄生」及び「公式」が削除された(第6条)。</li> <li>● 働き蜂及び雄バチの輸入条件から「輸出入の蜂及び付属容器は、検査を受け、ハチノスムクゲケシキスィ又はその卵、幼虫若しくはさなぎを含んでいないこと」及び「蜂の積送品は、生きた甲虫が侵入できない細かいメッシュで覆われていること」が削除された(第6条)。</li> <li>● 蜂の卵、幼虫及びさなぎの輸入条件では、生産施設が獣医当局の監視・管理下にあることが条件になっているが、「その他の所管当局 (other Competent Authority)」の監視・管理下でも良いことに修正された(第7条)。</li> <li>● 蜂の卵、幼虫及びさなぎの輸入条件では、出発直前の検査によって「ハチノスムクゲケシキスィ又はその卵、幼虫若しくはさなぎが存在する徴候又は疑いがないこと」を示すこととされていたが、「卵、幼虫若しくはさなぎ」が除外され、「徴候又は疑い」が「証拠」に修正された(第7条)。</li> <li>● 蜂の卵、幼虫及びさなぎの輸入条件では、「ハチノスムクゲケシキスィの汚染を防止するためにすべての予防措置が取られていたこと」が条件とされているが、「汚染」が「寄生又は汚染」に修正された(第7条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件から「生きた蜜蜂又は蜂の子が含まれていないこと」が削除された(第8条)</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件について、「24時間の凍結」から「中心温度-12℃以下で少なくとも24時間の凍結」に修正され、「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第8条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件では、「ハチノスムクゲケシキスィの寄生/汚染を防止するためにすべての予防措置が取られていたこと」が条件とされているが、「寄生」が削除された(第8条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件が新たに規定され、「清浄国・地域に所在する養蜂場に由来すること」又は「精製されていること」又は「『中心温度50℃で24時間の熱処理』、『中心温度-12℃以下で少なくとも24時間の凍結』、『400 Gyの放射線照射』又は『輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理』及び「ハチノスムクゲケシキスィの汚染を防止するためにすべての予防措置が取られていたこと」とされた(第8条)。</li> <li>● 蜂が収集した花粉の輸入条件について、「清浄国・地域に所在する養蜂場に由来すること」の条件を満たせば、生きた蜜蜂又は蜂の子が含まれていても良いことに修正された(第9条)。</li> <li>● 蜂が収集した花粉の輸入条件から「徹底した洗浄」が除外された(第9条)。</li> <li>● 蜂が収集した花粉の輸入条件のうち輸入が認められる処理の「中心温度50℃で24時間の熱処理」が除外され、「24時間の凍結」が「中心温度-12℃以下で少なくとも24時間の凍結」に修正され、「凍結乾燥又は</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>第 9.5 章 蜜蜂のミツバチトゲダニ (<i>Tropilaelaps spp.</i>) 寄生症</p>	<p>同等の乾燥処理」及び「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第 9 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 蜂が収集した花粉の輸入条件では、「ハチノスムクゲケシキスイの寄生/汚染を防止するためにすべての予防措置が取られたこと」が条件とされているが、「寄生」が削除された(第 9 条)。</li> <li>● みつろう及びプロポリスの輸入条件が新たに規定され、「清浄国・地域に所在する養蜂場に由来すること」又は「『生きた蜂又は蜂の子が含まれていないこと』及び「加工済みプロポリス又は加工済みみつろうであること」又は「生きた蜂又は蜂の子を含まず、中心温度-12℃以下で少なくとも24時間の凍結』、『400 Gyの放射線照射』又は「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」がされていること」及び「ハチノスムクゲケシキスイの汚染を防止するためにすべての予防措置が取られたこと」とされた(第 10 条)。</li> <li>● ロイヤルゼリーの輸入条件が新たに規定され、「清浄国・地域に所在する養蜂場に由来すること」又は「人の消費用としてカプセルに封入されていること」又は「『中心温度 50℃で 24 時間の熱処理』、『中心温度-12℃以下で少なくとも 24 時間の凍結』、『凍結乾燥又は同等の乾燥処理』、『400 Gy の放射線照射』又は「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理』及び「ハチノスムクゲケシキスイの汚染を防止するためにすべての予防措置が取られたこと」とされた(第 11 条)。</li> <li>● 蜂の巣内の蜂蜜(comb honey)の輸入条件が削除された。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Apis species→species of the genera Apis, equipment associated with bee-keeping →apicultural equipment, A. tumida infestation→the presence of A. tumida, products →commodities, live honey bee→live bee 等)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本章に規定されるミツバチトゲダニ寄生の定義については、本章のみならず OIE 陸生コード全体に適用されることとされた(第 1 条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品から「花粉」「プロポリス」及び「加工済みみつろう」が削除された(第 2 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための撲滅プログラムの実施当局とされていたが、「その他の所管当局 (other Competent Authority)」でも良いことに修正された(第 4 条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための調査の結果について、「陰性」でなければならなかったのが「陽性でない」ことに修正された(第 4 条)。</li> <li>● 清浄ステータス獲得の条件として、「蜜蜂属の自活した野生化群がいけないこと」とされていたが、これが「蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群がいけないこと又は蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群に対する当該ダニが存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること」に修正された(第 4 条)。</li> <li>● 生きた蜜蜂の輸入条件について、これまで非清浄国・地域からの輸入にのみ適用されていた「女王蜂と随</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>行働き蜂のみの輸入に限定する規定が、清浄国・地域を含めたすべての輸入に適用されるよう修正された(第5条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 養蜂設備の輸入条件のうち、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第6条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件として、列記されている処理に加えて「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第6条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件として、「精製蜂蜜であること」が追加され、「生きた蜜蜂又は蜂の子を含まず、積載前少なくとも21日間、生きた蜜蜂と接触しない管理されていたこと」が削除された(第7条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件のうち、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第7条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件からメチルブロマイドくん条が削除された(第7条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件として、列記されている処理に加えて「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第7条)。</li> <li>● 蜜蜂が収集した花粉の輸入条件が独立した条になり、「凍結乾燥又は同等の乾燥処理」及び「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が輸入条件に新たに追加され、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第8条)。</li> <li>● みつろう及びプロポリスの輸入条件が独立した条になり、「加工済みみつろう又は加工済みプロポリスであること」、「凍結乾燥又は同等の乾燥処理」及び「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が輸入条件に新たに追加され、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第9条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Apis species→species of the genus Apis, bee brood→brood of honey bees, infestation→infestation, adult bee→adult honey bee, infested bee→infested honey bee, Tropilaelaps→Tropilaelaps spp., Tropilaelaps infestation→the presence of Tropilaelaps spp., the last reported case of Tropilaelaps infestation→the last report of the presence of Tropilaelaps spp., away from contact with live honey bees→in a bee-proof environment 等)</li> </ul>	<p>● 本章に規定されるバロア症の定義については、本章のみならず OIE 陸生コード全体に適用されることとされた(第1条)。</p> <p>● ダニの役割について、「ダニは、蜜蜂のウイルスのベクターとしても働く」との記述が「ダニは、蜜蜂のウイルスのベクター及びアクチベクターとして働く」に修正された(第1条)。</p> <p>● バロア症の病態について、「バロア症の無症候性自然キャリアーである。バロア症は、ウイルスのみでは伝播せず、群棲から群棲への感染拡大にはダニを必要とする」の記述が追加された(第1条)。</p>
<p>第9.6章 蜜蜂のバロア (<i>Varroa spp.</i>) 寄生症</p>	

<p>OEより提案された改正章</p>	<p>概要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バロア症の対策について、「群棲内のウイルス量は、ダニの外部寄生と共に増加する。不十分な治療又は治療の遅延により、ダニは死亡するが、蜜蜂群に有害な影響をともなったままウイルス量は数週間高い状態が続く。バロア症の防疫は、バロア属ダニの管理によって主になされ、バロア症の診断も当該寄生量を測ることによってなされる」の記述が追加された(第1条)。</li> <li>● 貿易に当たって輸入条件を課してはならない安全物品に「花粉」「プロポリス」及び「ロイヤルゼリー」が追加された。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための撲滅プログラムの実施主体は獣医当局とされていたが、「その他の所管当局(other Competent Authority)」でも良いことに修正された(第4条)。</li> <li>● 清浄ステータスを獲得及び維持するための調査の結果について、「陰性」でなければならなかったのが「陽性でない」ことに修正された(第4条)。</li> <li>● 清浄ステータス獲得の条件として、「蜜蜂属の自活した野生化群がないこと」とされていたが、これが「蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群がないこと又は蜜蜂属の野生若しくは自活した野生化群に対する当該ダニが存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること」に修正された(第4条)。</li> <li>● 生きた蜜蜂の輸入条件について、これまで非清浄国・地域からの輸入にのみ適用されていた「女王蜂と随行動き蜂のみの輸入に限定する規定が、清浄国・地域を含めたすべての輸入に適用されるよう修正された(第5条)。</li> <li>● 女王蜂の輸入条件として、「輸入国獣医サービスによる肉眼検査」と「随行動き蜂の殺処分」が追加された(第5条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件のうち、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第6条)。</li> <li>● 養蜂設備の輸入条件として、列記されている処理に加えて「輸出入国の獣医当局が同等の有効性がある」と認められた処理」が追加された(第6条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件として、「精製蜂蜜であること」が追加され、「生きた蜜蜂又は蜂の子を含まず、積載前少なくとも21日間、生きた蜜蜂と接触しないで管理されていたこと」が削除された(第7条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件のうち、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第7条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件のからメチルブロマイドくん条が削除された(第7条)。</li> <li>● 蜂蜜の輸入条件として、列記されている処理に加えて「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が追加された(第7条)。</li> <li>● 蜜蜂が収集した花粉の輸入条件が独立した条になり、「凍結乾燥又は同等の乾燥処理」及び「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認められた処理」が輸入条件に新たに追加され、冷凍処理の条件が「中心</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>温度-20℃、48時間)から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第8条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● みつろう及びプロポリスの輸入条件が独立した条になり、「加工済みみつろう又は加工済みプロポリスであること」、「凍結乾燥又は同等の乾燥処理」及び「輸出入国の獣医当局が同等の有効性があると認めた処理」が輸入条件に新たに追加され、冷凍処理の条件が「中心温度-20℃、48時間」から「中心温度-12℃以下、24時間」に緩和された(第9条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (Apis species→species of the genes Apis, adult bee→adult honey bee, brood activity→brood production, Varroa spp.→Varroa spp., varroosis status→Varroa spp. status, varroosis→the presence of Varroa spp., away from contact with live honey bees→in a bee-proof environment 等)</li> </ul>
<p>第10.4章 通報対象鳥インフルエンザウイルス感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病名等の変更: highly pathogenic avian influenza→infection with highly pathogenic avian influenza viruses、highly pathogenic notifiable avian influenza (HPNAI)→highly pathogenic avian influenza (HPAI)</li> <li>● 通報対象鳥インフルエンザの発生の定義について、高病原性鳥インフルエンザ発生と低病原性鳥インフルエンザの定義を一本化(第1条)して記述。実質的内容の変更はなし。</li> <li>● その他修辞上の修正 (HPAI infection→infection with HPAI viruses, LPAI infection→infection with LPAI viruses, LPNAI status→status with respect to LPNAI viruses, HPAI free→free from infection with HPAI viruses in poultry 等)</li> </ul>
<p>第11.5章 牛海綿状脳症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 修辞上の修正 (release assessment→entry assessment, release risk→likelihood of entry)</li> </ul>
<p>第11.18章 牛肺疫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OIEはコンパートメントの公式認定は行わないとの位置付けを明確化するため、清浄コンパートメントの規定が、ステータス公式認定の条の直後(第16条)から、汚染国・地域の規定の直後(第5条 bis)に移動された。</li> <li>● 国、地域及びコンパートメントの清浄ステータスの条件から、コンパートメントが削除された(第3条)。</li> <li>● 清浄国又は清浄地域からの牛精液及び牛受精卵の輸入条件が、清浄コンパートメントからの牛精液にも適用されるものとされた(第8条、第10条)。</li> <li>● その他修辞上の修正 (compartments→CBPP free compartments 等)</li> </ul>
<p>第14.5章 羊流行性流産クラミジア (Chlamydia abortus) 感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 羊精液の輸入条件に、供与動物が「精液採取日に臨床症状を呈していなかったこと」及び「過去2年間羊流行性流産が診断されていない施設において、生誕以来又は過去2年間、係留されていたこと」が追加され、「輸出入用精液のアリコート(試料の一部)が、羊流行性流産クラミジアに汚染されていないことが示されていること」が削除された(第4条)。</li> <li>● 細羊受精卵の輸入条件の条が新たに追加され、供与動物が「過去2年間清浄施設で飼養されており、衛生ステータスの低い動物との接触がなかったこと」又は「過去2年間羊流行性流産が診断されていない施設において、生誕以来又は過去2年間、係留されており、受精卵採取後2から3週間後の検査で陰性であったこと」及び「受精卵がOIEコードの規定にしたがい収集、調整及び保管されていたこと」が輸入条件として規定</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
<p>第 XX 章 流行性出血熱ウイルス感染症</p>	<p>された(第5条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新しい章として初めて提案された。</li> <li>● 「流行性出血熱(EHD)は、流行性出血熱ウイルス(EHDV)のいくつかの血清型のうちの一つに感染したシカ科動物及び牛の感染症」と定義された(第 1 条)</li> <li>● 流行性出血熱について「発生は散発的で地理的に限定されている」「多くの国で家畜に重要な病原体とはみなされていない」及び「感染源となる期間(infective period)は 60 日」と記載された(第 1 条)。</li> <li>● 安全物品として「乳及び乳製品」「肉及び肉製品」「皮革、枝角及び蹄」及び「羊毛及び繊維」が指定された(第 2 条)。</li> <li>● 清浄国・地域の条件として「届出伝染病になっていること」及び「過去 2 年間 EHDV 伝播の証拠がない」又は「サシバエ属が存在する証拠がないこと」が規定された。また、サシバエ属がいない清浄国・地域は、血清抗体陽性又は感染した動物、精液、受精卵又は卵子を輸入したとしても、清浄ステータスを失わないこと、サシバエ属がいる清浄国・地域であっても、血清抗体陽性の動物を輸入したとしても清浄ステータスを失わないと規定された(第 3 条)。</li> <li>● 季節性清浄地域は、EHDV の伝播又はサシバエ属の成虫の証拠がない時期の汚染国又は汚染地域の一部と規定された(第 4 条)。</li> <li>● 汚染国・地域は、過去 2 年間に EHDV の伝播の証拠が明確に確認された地域と規定された(第 5 条)。</li> <li>● 清浄国・地域からの牛及びシカ科動物の輸入条件は、「生誕以来又は積載前少なくとも 60 日間、清浄国・地域で飼養されていたこと」又は「少なくとも 28 日間清浄国・地域で飼養され、その間の血清抗体試験で陰性であり、以後積載まで清浄国・地域に留まっていたこと」又は「少なくとも 7 日間清浄国・地域で飼養され、その間の病原体同定試験で陰性であり、以後積載まで清浄国・地域に留まっていたこと」、汚染国内の清浄地域から輸出される場合には、「積載場所までの輸送中汚染地域を通過しないこと」又は「汚染地域を通過中は常にサシバエ属の攻撃から保護されていたこと」と規定された(第 6 条)。</li> <li>● 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の輸入条件は、「生誕以来又は積載前少なくとも 60 日間、季節性清浄地域で、季節性清浄期間に飼養されていたこと」又は「積載前少なくとも 28 日間季節性清浄国・地域で季節性清浄期間に飼養され、当該地域在留期間の開始少なくとも 28 日後に実施された在留期間中の血清抗体試験で陰性であること」又は「少なくとも 14 日間季節性清浄国・地域で季節性清浄期間に飼養され、当該地域在留期間の開始少なくとも 14 日後に実施された在留期間中の病原体同定試験で陰性であったこと」及び「積載場所までの輸送中汚染地域を通過しないこと」又は「汚染地域を通過中は常にサシバエ属の攻撃から保護されていたこと」と規定された(第 7 条)。</li> <li>● 汚染国・地域からの牛及びシカ科動物の輸入条件は、「積載前少なくとも 60 日間及び積載場所までの輸送期間、ベクター防護施設でサシバエ属の攻撃から保護されていたこと」又は「積載前少なくとも 28 日間及び</li> </ul>



OIEより提案された改正章	概要
<p>積載場所までの輸送期間、ベクター防護施設でサシバ工属の攻撃から保護されており、当該防護施設に導入少なくとも28日後に実施された血清抗体試験で陰性であったこと又は「積載前少なくとも14日間及び積載場所までの輸送期間、ベクター防護施設でサシバ工属の攻撃から保護されており、当該防護施設に導入少なくとも14日後に実施された病原体同定試験で陰性であること」又は「出荷前60日間、抗体を有していることが立証されていること」と規定された(第8条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 清浄国・地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件は、供与動物が「精液の採取前少なくとも60日間及び精液採取中に清浄国・地域で飼養されたこと」又は「精液の最終採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「精液採取開始から修了までの間、ウイルス分離検査の場合には少なくとも7日ごとに、PCR検査の場合には少なくとも28日ごとに実施された病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該精液が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第9条)。</li> <li>● 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件は、供与動物が「精液の採取前少なくとも60日間及び精液採取中、季節性清浄地域で、季節性清浄期間に飼養されたこと」又は「精液の最終採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「精液採取開始から修了までの間、ウイルス分離検査の場合には少なくとも7日ごとに、PCR検査の場合には少なくとも28日ごとに実施された病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該精液が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第10条)。</li> <li>● 汚染国・地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件は、供与動物が「精液の採取前少なくとも60日間及び精液採取中、ベクター防護施設で飼養されたこと」又は「精液の最終採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「精液採取開始から修了までの間、ウイルス分離検査の場合には少なくとも7日ごとに、PCR検査の場合には少なくとも28日ごとに実施された病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該精液が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第11条)。</li> <li>● 清浄国・地域からの牛及びシカ科動物の受精卵又は卵子の輸入条件は、供与動物が「受精卵の採取前少なくとも60日間及び採取中に清浄国・地域で飼養されていたこと」又は「採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「採取日に採取された血液の病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該受精卵が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第12条)。</li> <li>● 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の受精卵又は卵子の輸入条件は、供与動物が「受精卵又は卵子の採取開始前少なくとも60日間及び採取中、季節性清浄地域で、季節性清浄期間に飼養されていたこと」又は「採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「採取日に採取された血液の病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該受精卵が OIE コードの基準に従って収集、調整、調査、調</li> </ul>	<p>積載場所までの輸送期間、ベクター防護施設でサシバ工属の攻撃から保護されており、当該防護施設に導入少なくとも28日後に実施された血清抗体試験で陰性であったこと又は「積載前少なくとも14日間及び積載場所までの輸送期間、ベクター防護施設でサシバ工属の攻撃から保護されており、当該防護施設に導入少なくとも14日後に実施された病原体同定試験で陰性であること」又は「出荷前60日間、抗体を有していることが立証されていること」と規定された(第8条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 清浄国・地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件は、供与動物が「精液の採取前少なくとも60日間及び精液採取中に清浄国・地域で飼養されたこと」又は「精液の最終採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「精液採取開始から修了までの間、ウイルス分離検査の場合には少なくとも7日ごとに、PCR検査の場合には少なくとも28日ごとに実施された病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該精液が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第9条)。</li> <li>● 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件は、供与動物が「精液の採取前少なくとも60日間及び精液採取中、季節性清浄地域で、季節性清浄期間に飼養されたこと」又は「精液の最終採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「精液採取開始から修了までの間、ウイルス分離検査の場合には少なくとも7日ごとに、PCR検査の場合には少なくとも28日ごとに実施された病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該精液が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第10条)。</li> <li>● 汚染国・地域からの牛及びシカ科動物の精液の輸入条件は、供与動物が「精液の採取前少なくとも60日間及び精液採取中、ベクター防護施設で飼養されたこと」又は「精液の最終採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「精液採取開始から修了までの間、ウイルス分離検査の場合には少なくとも7日ごとに、PCR検査の場合には少なくとも28日ごとに実施された病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該精液が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第11条)。</li> <li>● 清浄国・地域からの牛及びシカ科動物の受精卵又は卵子の輸入条件は、供与動物が「受精卵の採取前少なくとも60日間及び採取中に清浄国・地域で飼養されていたこと」又は「採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「採取日に採取された血液の病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該受精卵が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されたこと」と規定された(第12条)。</li> <li>● 季節性清浄地域からの牛及びシカ科動物の受精卵又は卵子の輸入条件は、供与動物が「受精卵又は卵子の採取開始前少なくとも60日間及び採取中、季節性清浄地域で、季節性清浄期間に飼養されていたこと」又は「採取後21日から60日間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「採取日に採取された血液の病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該受精卵が OIE コードの基準に従って収集、調査、調</li> </ul>

OIEより提案された改正章	概要
	<p>整及び保管されていたこと」と規定された(第 13 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 汚染国・地域からの牛及びシカ科動物の受精卵又は卵子の輸入条件は、供与動物が「受精卵又は卵子の採取開始前少なくとも 60 日間及び採取中、ベクター防護施設で飼養されていたこと」又は「採取後 21 日から 60 日の間に実施された血清抗体検査で陰性であったこと」又は「採取日に採取された血液の病原体同定試験で陰性であったこと」及び「当該受精卵が OIE コードの基準に従って収集、調整及び保管されていたこと」と規定された(第 14 条)。</li> <li>● ベクター防護施設の基準として、「出入り口の物理的障壁(例：二重扉)」「建物開口部に適切なサイズのメッシュを取り付け、殺虫剤を染み込ませる」「建物内及び周辺のベクターのサーベイランスと管理」「施設周辺のベクター繁殖地の制限又は排除措置」及び「当該施設の運営及び動物の輸送のための予備及び警報システムを含む標準操作手順(SOP)」が規定された(第 15 条)。</li> <li>● 動物の輸送に関するリスク管理戦略として、「ベクター活性が低い時間帯(例：明るい日差し、低温)の動物の積み下ろし及び輸送」及び「ベクター活性が高い時間帯(例：夜明け又は夕暮れ、夜間)には、輸送ルート上で停車しない」が規定された(第 15 条)。</li> <li>● サーベイランスに関連して、「EHD の影響及び疫学は、世界の地域毎に大きく異なっており、すべての状況に対して具体的な勧告をすることは不可能である。関連地域の EHD の疫学を説明する科学データを提供し、汚染のステータスを明確化するためのサーベイランス戦略を地域の状況に適合させることは加盟国の義務である。受け入れ可能な信頼性のレベルで自国の汚染ステータスを正当化するために、大きな許容度が加盟国に与えられている」と記述されている(第 16 条)。</li> </ul>